

～みんなの権利をまもる～

宇部市成年後見制度 利用促進基本計画



令和3年4月

宇 部 市

宇部市成年後見制度利用促進基本計画の策定に寄せて



宇部市では、子どもから高齢者まで、障害の有無や性別、国籍の違いにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、様々な事業に取り組んでいますが、その一つが成年後見制度です。

本市では、令和2年4月に「宇部市成年後見センター」を開設し、成年後見制度の利用を必要とされている方が適切に制度を利用できるように、地域包括支援センターや医療機関、福祉施設等の皆様と連携を図りながら、制度の利用促進や啓発活動を進めてまいりました。

このたび、こうした取組をさらに進んだものとするために、「宇部市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画では、認知症や一人暮らしの高齢者の増加や、障害者を支える家族の高齢化が懸念される中、「相談窓口の体制強化」、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」、「地域連携ネットワークの構築」を重点目標としています。

その根幹にあるのは、制度の利用者、制度利用を必要としている方、お一人おひとりに寄り添い、それぞれの状況に応じた支援を早期から行うという方針です。

本市が目指す、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができる「誰一人取り残さない」まちの実現に向け、市民の皆様や地域、医療、福祉、司法の各分野の関係者と連携してまいりますので、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、「宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会」で御審議いただきました委員の皆様、御協力いただきました家庭裁判所をはじめとする関係機関の皆様、貴重な御意見を賜りました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和3年4月

宇 部 市 長

篠崎 圭二

目 次

宇部市成年後見制度利用促進基本計画の策定に寄せて

はじめに 成年後見制度って何？	1
第1章 宇部市成年後見制度利用促進基本計画について	
第1節 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景	7
第2節 計画の位置づけ	8
第3節 計画の期間	8
第4節 計画の策定体制	9
第5節 計画における中核機関の位置づけ	10
第6節 計画の推進体制	10
第2章 成年後見制度利用に関する宇部市の現状と課題	
第1節 宇部市の人口推移と高齢者・障害者の状況	13
第2節 成年後見制度の利用に関する状況	18
第3節 成年後見制度に関する市民の意識	20
第3章 成年後見制度の利用促進に向けた宇部市の取組と今後の展望	
第1節 宇部市におけるこれまでの取組	33
第2節 計画に基づく今後の取組について	37
資料編	
1 計画策定の経過	45
2 宇部市成年後見制度利用促進基本計画（素案）に対する意見募集の結果概要	46
3 金融機関を対象とした意識調査の結果概要	47
4 宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会	49
5 成年後見制度の利用の促進に関する法律	50
6 宇部市成年後見制度利用支援事業実施要綱	55
7 用語集	57

はじめに 成年後見制度って何？

こんな時は・・・

お金の計算や管理が苦手で、高いものを買ったり、市役所や銀行などの手続きをするときは、母親に任せていたけど、母親が病気で倒れてしまった。



家にあったことを忘れて、同じものを何度も買ってしまうことが増えた。一人暮らしではなく、グループホームに入所した方がよいのか、自分では判断できない。



悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。最近、物忘れが増えてきたので、今後、だまされないか心配だ。



将来、自分が認知症になったときには、誰が支えてくれるのか不安だ。



そもそも成年後見制度って何のこと？



認知症、知的障害、精神障害などで
**判断能力が不十分になっても、
自分らしく日常生活を過ごすために
法的に支援する仕組み**です。

成年後見制度を利用すると・・・



成年後見人等が、私の代わりに銀行で手続きをしてくれた。これからの生活は、成年後見人等がサポートしてくれるので安心だ。



成年後見人等が相談にのってくれた。
サポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活することとなった。



たとえ、だまされて契約してしまっても、
成年後見人等が、その契約を取り消してくれる。



息子が任意後見人になってくれた。
息子が私をサポートしてくれることになったので、心強い。

成年後見制度には、次の種類があります。

区分	本人の判断能力	援 護 者	
補助	不十分	補助人	必要に応じて監督人を選任することがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※援助者には、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

成年後見人等の仕事について・・・

1 成年後見人等として何をするか 計画を立てます

まず、ご本人がどのような生活をしているか、どのくらい財産を持っているか調べて、ご本人にあった生活のしかたや、お金をどう使っていくかなどを考えます。

2 ご本人の希望などを聞いて、 必要な手続きを行います

ご本人の思いや生活の様子によって、必要な福祉サービスを選んだり、年金を受け取る等の必要な手続きなどを行ったりします。

3 お金のトラブルからご本人を守ります

ご本人が必要のないものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合には、その契約を取り消すことができます。

4 ご本人の生活の様子を 家庭裁判所に報告します

ご本人の健康状態や暮らしぶり、お金や土地がどれくらいあるかについて、家庭裁判所に報告します。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

日常生活自立支援事業は、成年後見制度と類似した制度で、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者が住み慣れた地域や家で自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等を行う制度です。

● 2つの制度の違い

成年後見制度 (後見・保佐・補助及び任意後見)	本人の判断能力が低下した場合に、財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組み (所轄庁：法務省・家庭裁判所)
日常生活自立支援事業	本人の判断能力の低下が少しであり、本人で判断できるがその判断に不安がある場合に、相談や情報提供、援助が必要な場合に利用する仕組み (所轄庁：厚生労働省)

● 身の回りに関すること

○…できること ×…できないこと △…手続き支援のみ

成年後見制度	支援内容	日常生活自立支援事業
○	福祉サービスの利用援助	△
○	病院入院契約	△
○	施設の入退所契約	△
×	医療行為の同意	×
×	身元保証人	×
×	婚姻・離婚・養子縁組	×

● 財産に関すること

○…できること ×…できないこと △…手続き支援のみ

成年後見制度	支援内容	日常生活自立支援事業
○	日常生活の金銭管理	○
○	年金の受領に必要な手続き	○
○	通帳や銀行印の保管	○
○	不動産の処分や管理	×
○	遺産分割	×
○	消費者被害の取消	△

※制度の詳細については、宇部市成年後見センターにご相談ください。

成年後見制度利用の手続きの流れ

宇部市成年後見センターにご相談ください

宇部市役所 1 階にある宇部市成年後見センターでは、成年後見制度の説明や成年後見制度を利用するための手続き、必要な書類等について、弁護士と社会福祉士が相談をお受けしています。相談は、窓口以外にも電話、メール、FAXでもお受けしています。また、外出が難しい場合には、訪問相談も実施しています。お気軽にご相談ください。

家庭裁判所

(手続き案内)

家庭裁判所

1 申立て

- 申立てには、申立書などの書類や申立手数料などの費用が必要です。

2 調査等

- 裁判所から事情を尋ねられることがあります。
- ご本人の判断能力について、鑑定が行われる場合があります。
(別途費用がかかります)

3 審判

- 後見等の開始の審判をすると同時に、成年後見人等が選任されます。

4 報告

- 成年後見人等は、選任後、速やかにご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録や収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。

第 1 章

宇部市成年後見制度利用促進基本計画について

第 1 節 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

平成 11 年 成年後見制度がスタート

従来の禁治産、準禁治産の制度を見直す

平成 12 年 介護保険制度がスタート

福祉サービスの利用が行政処分である措置制度から本人の意思決定を尊重する契約制度へと移行

現在の社会では、日常生活において契約（合意）に基づき様々な活動を行う必要があります。福祉サービスの利用についても同様です。しかし、加齢や障害のために判断能力が低下し自らの意思で契約を行うことが難しい人は、日常生活を送るうえで必要となる福祉サービスの利用も困難になるなどの様々な問題が生じます。

自らの意思で契約を行うことが難しい人が、自己以外の第三者（以下「成年後見人等」といいます。）の援助を受けて契約を行う仕組みを総称して「成年後見制度」といいます。

成年後見制度は、本人の意思決定を支援し、人権を保障するもので、本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の 3 類型に分類されます。また、成年後見人等の選任方法によって、成年後見人等が法律によって選ばれる「法定後見制度」と成年後見人等を本人が選ぶことができる「任意後見制度」の 2 種類があります。

成年後見制度が導入されて 20 年以上経過しましたが、以下の理由で利用者数が横ばいとなっていました。

- ・ 後見、保佐、補助の 3 類型のうち、利用が後見に偏っており、保佐、補助の利用が少ない
- ・ 制度の運用が利用者のニーズに沿っていない
- ・ 利用者がメリットを感じることができていない等

これらの問題意識から、国は法律の制定と計画を策定して制度の利用促進に取り組みました。

平成 28 年 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定

基本理念：成年後見制度の理念（ノーマライゼーション・自己決定権の尊重・身上の保護の重視）の尊重、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備

平成 29 年 「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

市町村に対し、成年後見制度の利用促進を図るための計画の策定を努力義務に

これを踏まえ本市では、超高齢社会の備えとして、また、成年後見制度が高齢者、障害者の権利擁護のツールとして有効であり、その利用促進を図ることが、本市が目指す地域共生社会「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくり」につながるとして、宇部市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村計画」です。

策定にあたっては、「第四次宇部市総合計画」を最上位計画と位置づけ、「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「宇部市SDGs未来都市計画」、健康福祉分野の基本となる「宇部市地域ふくしプラン」等の関係計画と整合性を図ります。

また、福祉分野における「宇部市高齢者福祉計画」、「宇部市障害福祉プラン」等関係計画とも連携する計画とします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
総合計画（実行計画） 4 年	第四次後期 H30～R3		第五次前期 R4～R8				
地域ふくしプラン 5 年	第一次 H28～R2	第二次 R3～R7					第三次 R8～R12
成年後見制度利用促進基本計画 5 年		第 1 期 R3～R7					第 2 期 R8～R12
高齢者福祉計画 3 年	第 7 期 H30～R2	第 8 期 R3～R5			第 9 期 R6～R8		
障害者福祉計画 6 年	第四次 H30～R5				第五次 R6～R11		
障害福祉計画 3 年	第 5 期 H30～R2	第 6 期 R3～R5			第 7 期 R6～R8		
障害児福祉計画 3 年	第 1 期 H30～R2	第 2 期 R3～R5			第 3 期 R6～R8		

第4節 計画の策定体制

(1) 宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会

本計画の策定にあたって、当事者、支援者、地域、医療、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士で構成する「宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会」（以下「協議会」とする。）を令和2年8月5日に設置しました。

協議会では、基本計画の策定や推進に関し、必要な事項の調査・審議を行います。

なお、協議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来の対面方式の会議のほかに、with コロナ時代の新たな手法（WEB会議）を導入しました。

(2) 市民の意識を反映した計画策定体制

① 市民意識調査

宇部市における成年後見制度の利用促進のための中核機関設置の在り方を検討するために立ち上げられた、「宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会」が、50歳から79歳の無作為抽出した市民1,000人を対象に、成年後見制度に関する意識調査を令和元年6月から7月にかけて実施しました。

市民意識調査の詳細は第2章を参照。

② 施設・事業所相談員意識調査

「宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会」では、市内で高齢者及び障害者へ相談業務を行っている施設や事業所の相談員400人を対象とした成年後見制度に関する意識調査も市民意識調査と同時期に実施しました。

施設・事業所相談員意識調査の詳細は第2章を参照。

③ 金融機関へのアンケート調査

協議会では、令和2年10月に市内で窓口業務を行っている金融機関79事業所を対象に、成年後見制度に対する職員の意識と成年後見制度の利用が望ましい利用者に対する業務上のお困りごとについてアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の詳細は資料編を参照。

④ パブリックコメント

本計画に関する意見を市民から幅広く聴取するため、令和3年1月にパブリックコメントを実施しました。

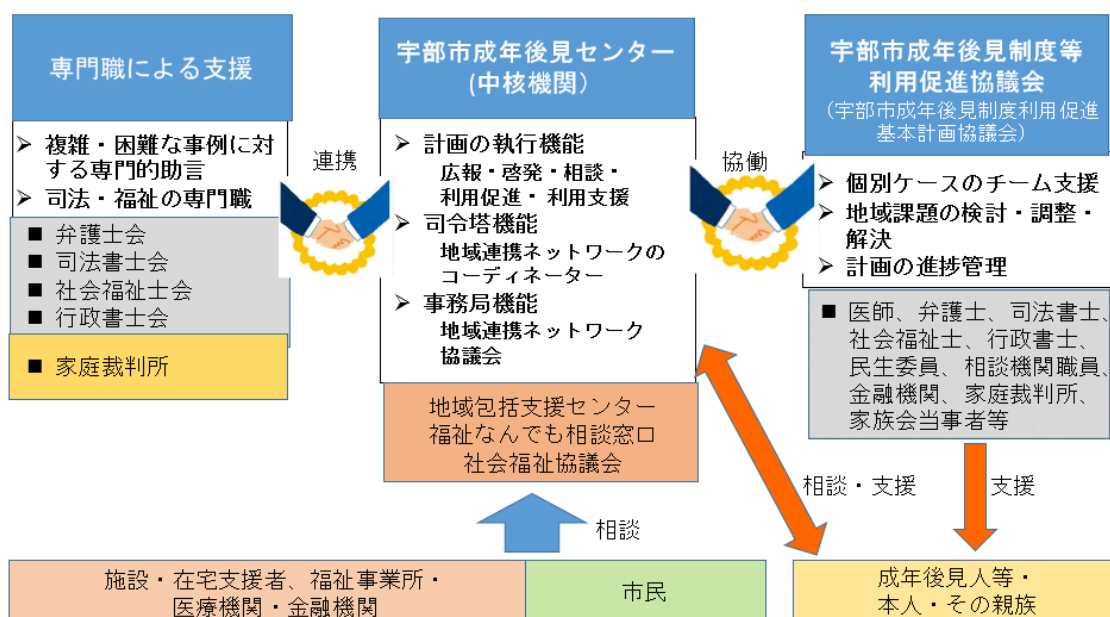
パブリックコメントの詳細は資料編を参照。

第5節 計画における中核機関の位置づけ

中核機関は、本計画を直接執行する機関となります。今後、宇部市成年後見センターが中核機関の機能を果たし、市全体にわたって計画をマネジメントする執行機能と、地域連携ネットワークのコーディネーターとしての司令塔的な機能を担い、地域包括支援センターを中心とする出先機関が市民からの相談窓口等になる機能に分化させていく方向を目指します。

詳細は第3章を参照。

図 0-1 中核機関イメージ図



第6節 計画の推進体制

本計画の推進体制として、協議会が本計画策定後も存続し、計画の進捗状況に関するモニタリングや次期計画策定のための資料収集や提言を行います。

なお、進捗状況は、市のホームページで報告します。

第 2 章

成年後見制度利用に関する宇部市の現状と課題

第1節 宇部市の人口推移と高齢者・障害者の状況

成年後見制度の利用促進を考えるにあたり、宇部市の成年後見制度を取り巻く現状とそこから導き出される課題を明確にする必要があります。

成年後見制度は、本人の判断能力が不十分になった場合の事後措置としての法定後見制度と本人があらかじめ任意後見人を決めておく事前措置としての任意後見制度があります。

この項では、主に法定後見制度の潜在的な利用対象者となりうる高齢者、障害者の状況について現状を確認していきます。

なお、高齢者や知的・精神障害者以外にも、脳血管疾患や頭部外傷等を起因とする高次脳機能障害により判断能力が不十分となり、成年後見制度を利用される方もおられます。

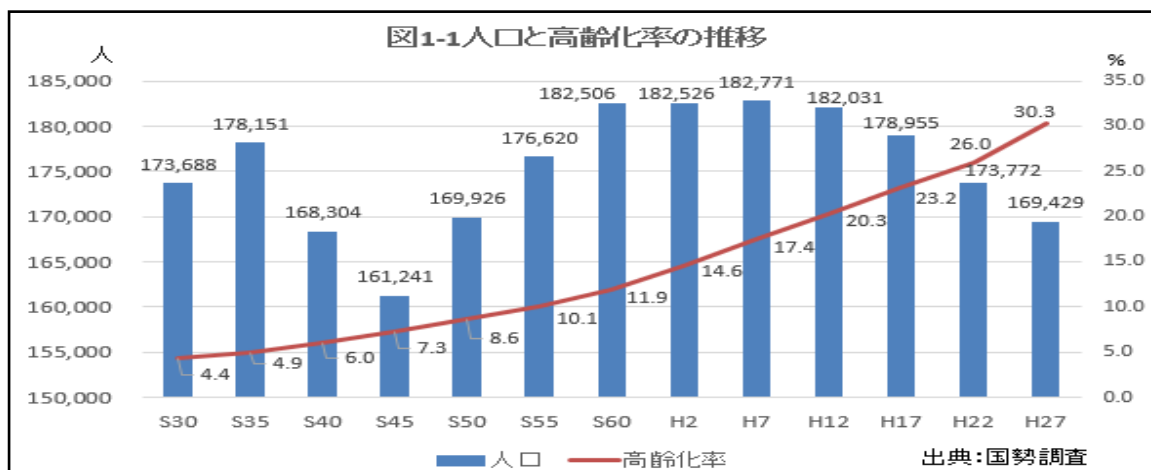
(1) 本市の人口と高齢化率の推移

令和2年10月1日時点の本市の住民基本台帳人口は163,240人で、65歳以上の人口は54,279人、高齢化率は33.3%です。

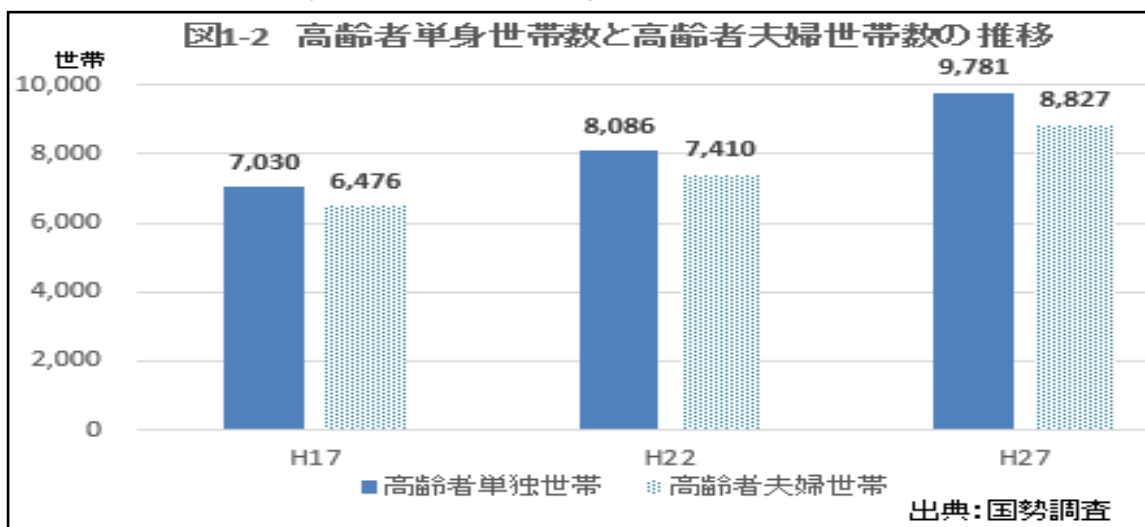
国勢調査による本市の人口は、高度経済成長期である昭和35年から45年にかけて減少したものの、昭和45年以降の第二次ベビーブームの到来などにより増加に転じ、平成7年の182,771人をピークに再び減少に転じました。

一方で、65歳以上の老年人口については、令和2年をピークに減少していくと見込まれています。高齢化率は、平成17年に23.2%になり、高齢化率21%以上の超高齢化社会に突入しました。平成22年には26.0%になり、市民の4人に1人が65歳以上となりました。

宇部市人口ビジョンによると、今後は、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者数が65歳から74歳の前期高齢者数を上回ると想定され、令和7年には人口に占める後期高齢者の割合が21.1%になり、人口の5人に1人が後期高齢者になると推計しています。



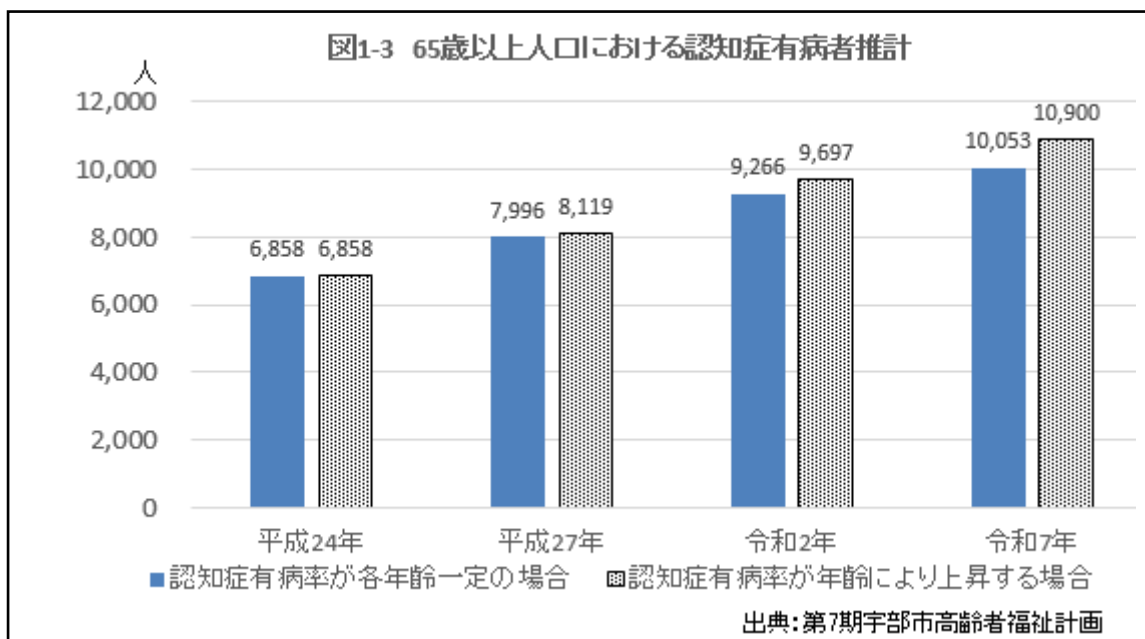
高齢者単身世帯（65 歳以上の一人暮らし世帯）と高齢者夫婦世帯（夫及び妻の年齢が 65 歳以上の夫婦）は、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間でともに増加しており、今後も増加が見込まれます。

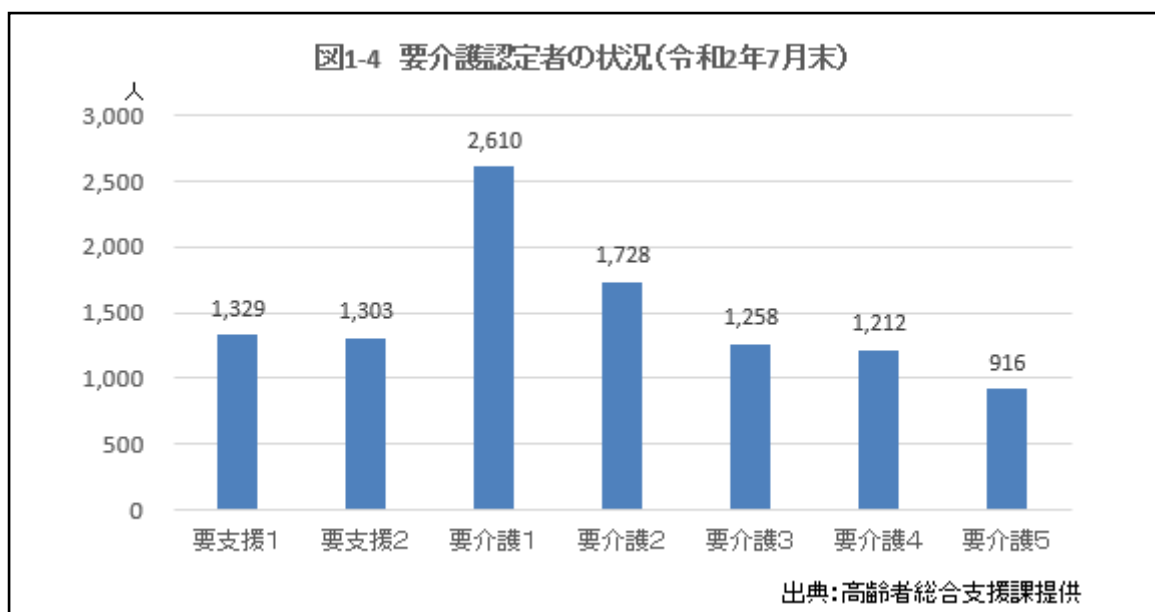


（２）認知症高齢者の推計

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれ、平成 27 年の約 8 千人から、令和 7 年には約 1 万人になると推計されています。65 歳以上の高齢者に対する認知症高齢者の割合は、令和 7 年には約 5 人に 1 人になると見込まれています。また、要介護等認定者については、理解困難もしくは短期間で介護の手間が増大する可能性のある要介護 1 が全体で最も多く、25.2%を占めています。

今後、成年後見制度の利用を必要とする高齢者が増加していくと考えられます。

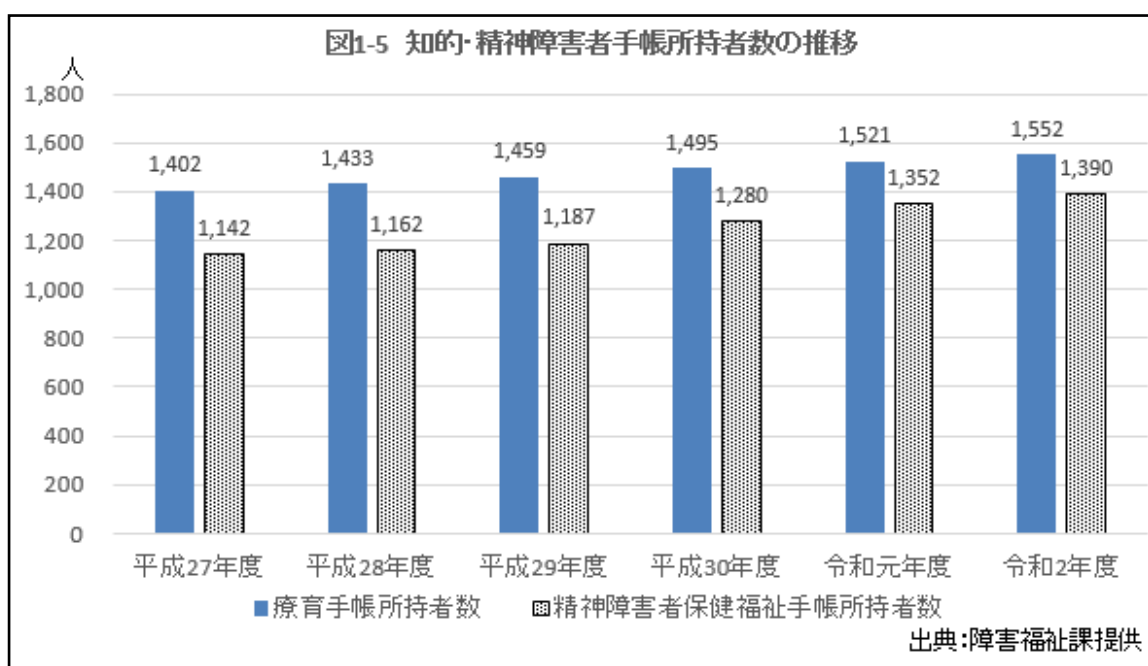


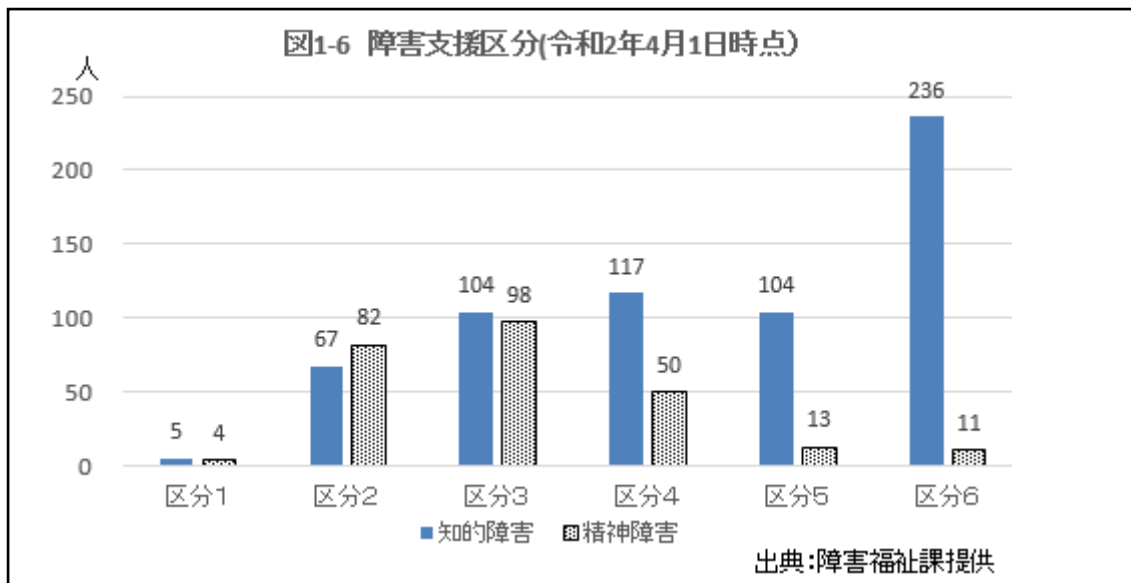


(3) 障害者数の推計

ア 知的・精神障害者手帳所持者数の推移

令和2年4月1日時点の療育手帳所持者数は1,552人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,390人です。平成27年がそれぞれ1,402人、1,142人であったことから、ともに増加傾向にあります。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが受けられるように導入された障害支援区分において、知的障害で障害支援区分を認定された方633人の7割以上の457人が施設入所支援の対象となる区分4以上（※50歳以上の場合は、施設入所支援の対象が区分3以上）となっています。

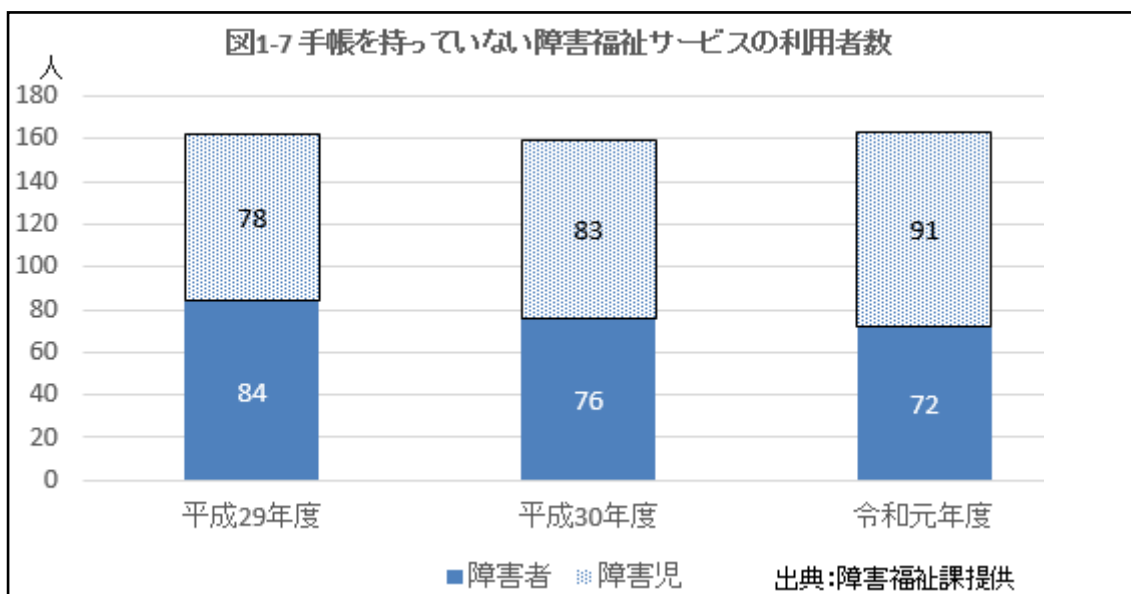




イ 手帳を持っていない障害福祉サービスの利用者の推移

障害福祉サービスの利用者のうち手帳を持っていない利用者について、障害者は減少傾向、障害児は増加傾向にあります。

障害者手帳を持っていない人にも、成年後見制度を必要とする人がいる可能性があると考えられます。



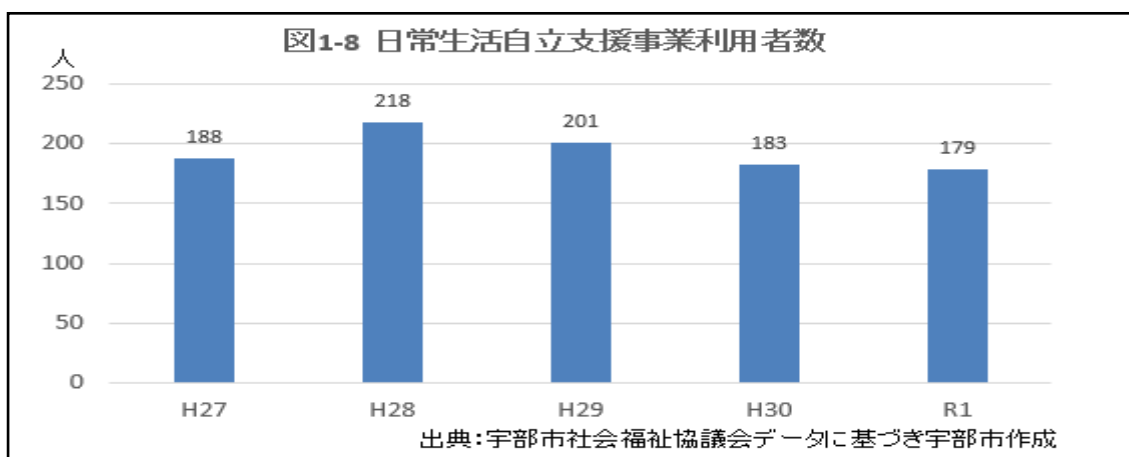
(4) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）は、成年後見制度と類似した制度で、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者が住み慣れた地域や家で自立した生活が送れるように、利用者の契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等を行う制度です。

本市では、宇部市社会福祉協議会が実施しており、令和2年3月末時点では、179 人の方がこの制度を利用されています。

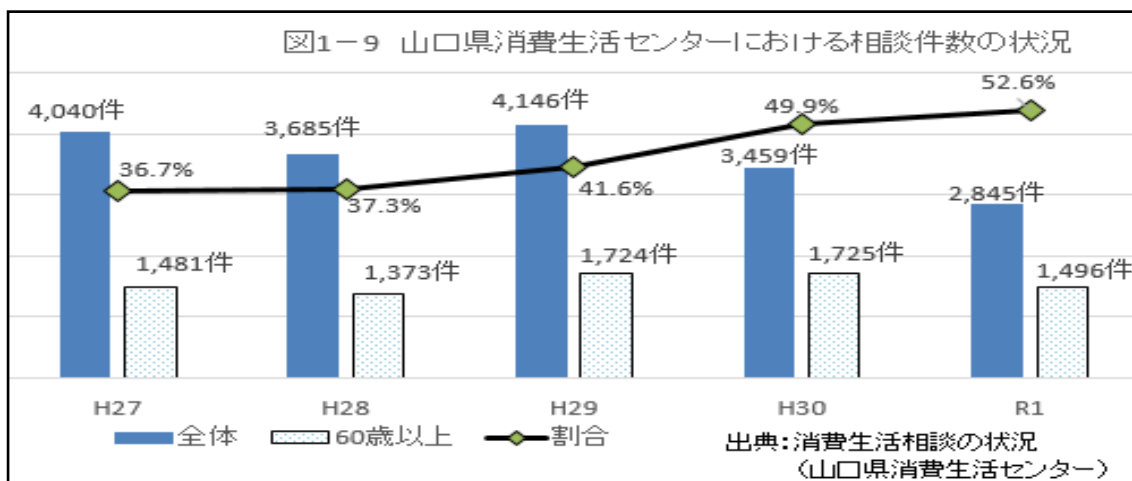
平成 28 年度以降の利用者数の減少は、成年後見制度への移行や利用者の死亡によるものです。

今後、利用者の高齢化や症状の悪化により、成年後見制度の利用対象者となる可能性があります。



(5) 消費者被害の状況

山口県消費生活センターの相談件数のうち、商品購入者等トラブルの当事者である「契約者」を年代別にみると、60 歳代、70 歳代が多く、全体の相談件数に占める割合は、年々増加しています。



第2節 成年後見制度の利用に関する状況

(1) 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、令和2年6月27日時点で、法定後見460人、任意後見2人、合計で462人です。県内の他自治体の利用者数は、下関市397人、山口市393人、周南市297人、防府市219人、岩国市205人となっています。

年代別の利用者では、80歳代が103人と最も多く、年齢が高くなるにつれて、利用者が増加しています。

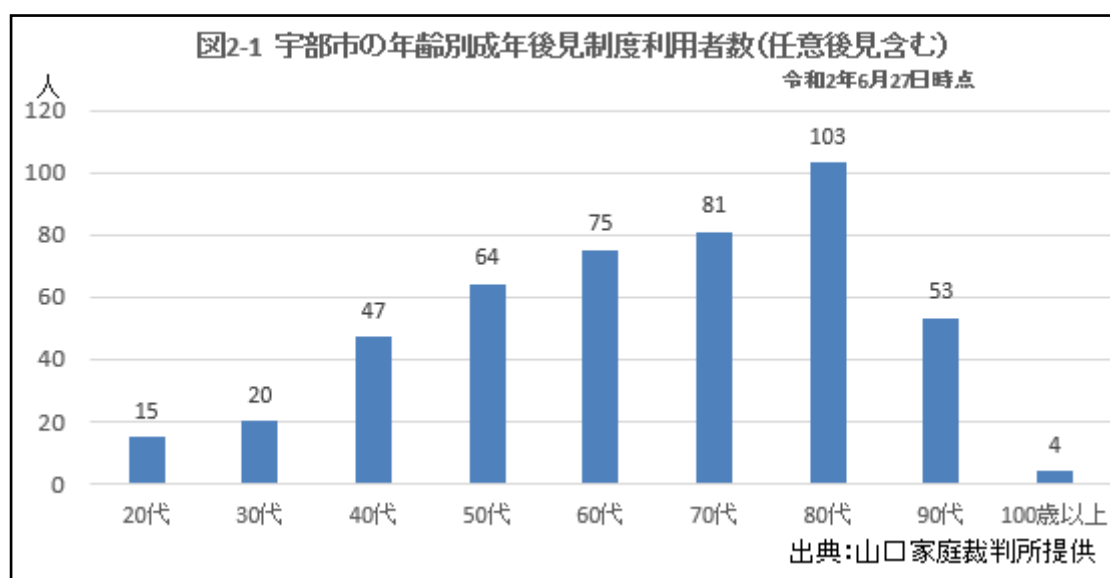
法定後見の類型別でみると、判断能力に欠けている後見が388人、判断能力が著しく不十分な保佐が59人、判断能力が不十分な補助が13人で、利用者の年齢が高くなるにつれて、利用者数も増加の傾向にあります。

表2-1 各分類別成年後見制度利用者数

	法定後見				任意後見
	合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
全国	221,790人	171,858人	38,949人	10,983人	2,652人
山口県	2,685人	2,250人	345人	90人	29人
宇部市	460人	388人	59人	13人	2人

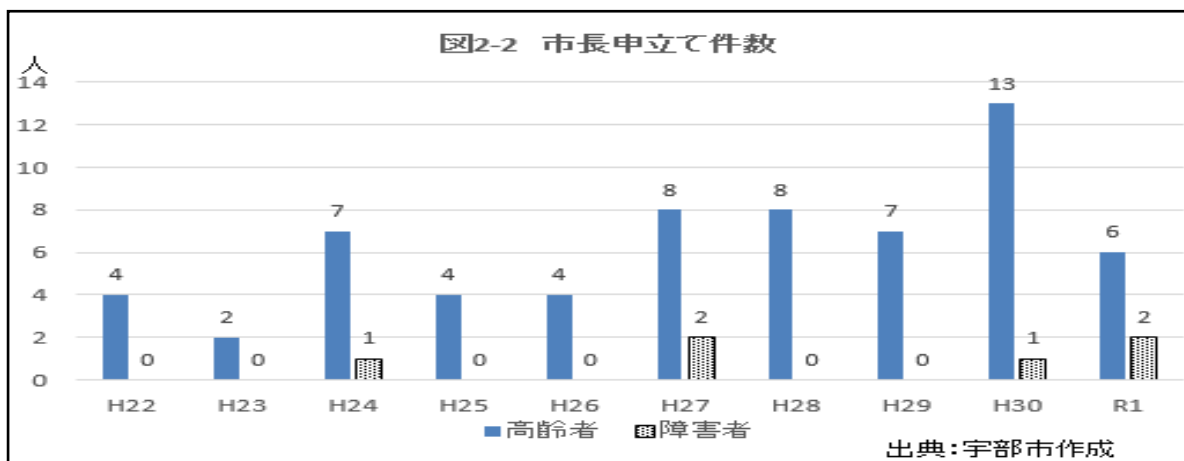
(基準日) 全国：令和元年12月31日、山口県・宇部市：令和2年6月27日

(出典：厚生労働省・山口家庭裁判所資料に基づき宇部市作成)



(2) 市長申立て件数

成年後見制度の利用を申し立てできるのは、本人、配偶者、4親等内の親族とされています。判断能力の低下等により自ら申立てができない、該当する身寄りがいない、また、親族から虐待を受けている等の事情により親族申立てが困難な場合には、市長が申し立てをすることができます。令和元年度の実績は、8件（高齢者6件、障害者2件）です。



(3) 成年後見制度利用者に対する助成

本市では、「宇部市成年後見制度利用支援事業実施要綱」（資料編参照）を定め、成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担することが経済的に困難である方に対し、報酬助成を行っています。令和元年度は、6件（高齢者4件、障害者2件）、1,429,000円の助成を行いました。（制度の詳細については、第3章を参照）

表2-2 報酬助成利用件数・助成額一覧表

	高齢者		障害者	
	件数	助成額	件数	助成額
H22	0件	0円	1件	234,000円
H23	0件	0円	1件	68,000円
H24	0件	0円	0件	0円
H25	0件	0円	0件	0円
H26	0件	0円	1件	520,000円
H27	0件	0円	1件	612,000円
H28	2件	420,000円	3件	864,000円
H29	6件	1,254,000円	2件	406,000円
H30	3件	710,000円	2件	463,000円
R1	4件	966,000円	2件	463,000円

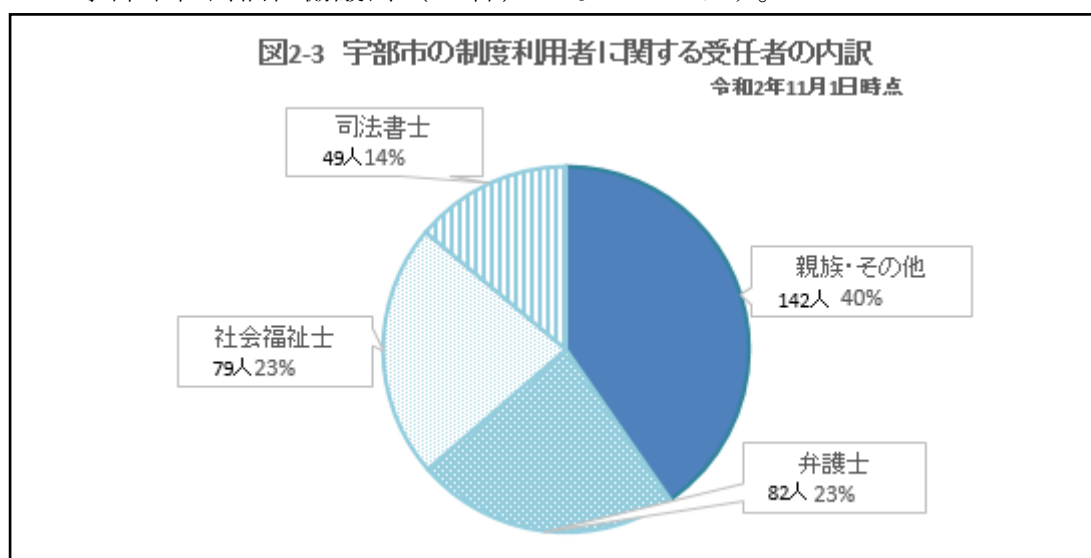
(4) 成年後見制度の受任者

法定後見制度では、後見人等は家庭裁判所が決定します。

全国では、成年後見人等の選任数全体に占める親族後見人の割合は、成年後見制度がスタートした平成12年当時、全体3,512件の90%以上を占めていました。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の10%弱で、弁護士が166件、司法書士等が117件でした。

制度開始から20年になろうとしている令和元年の状況は、35,709件のうち、本人の親族が成年後見人等に選任されたものは7,779件で21.8%、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、27,930件で78.2%となり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っています。第三者後見人の内訳は、弁護士が7,763件、司法書士が10,539件、社会福祉士が5,133件、市民後見人が296件です。

令和2年11月1日時点における本市の後見人等の受任状況は、親族(141件)、弁護士(82件)、社会福祉士(79件)、司法書士(49件)、法人後見人としての宇部市社会福祉協議会(19件)となっています。



第3節 成年後見制度に関する市民の意識

これまで、宇部市における成年後見制度の利用促進のための中核機関設置の在り方を検討するために立ち上げられた「宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会」では市民意識調査を、また、市では「成年後見制度利用促進のための意見交換会」を実施し、市民や支援者の成年後見制度に対する考え方について実態を把握しました。

(1) 意識調査

「宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会」では、市民と、市内で高齢者や障害者へ相談業務を行っている施設等の相談員を対象とした意識調査を実施しました。

① 市民意識調査

調査対象 50歳から79歳の無作為抽出した市民1,000人

調査期間 令和元年6月27日～7月12日

調査方法 郵送法による無記名自記式質問紙調査

回答率 51.5%

調査内容 「成年後見制度の認知状況」、「制度利用について」、「利用しやすい制度にするには」等 全9問

調査結果

- ・「将来、利用したい」と回答した市民は46.7%(図3-1)で、利用する場合の後見人は親族を希望する人が86.3%(図3-2)

図3-1 あなたは将来、成年後見制度を利用したいと思いますか

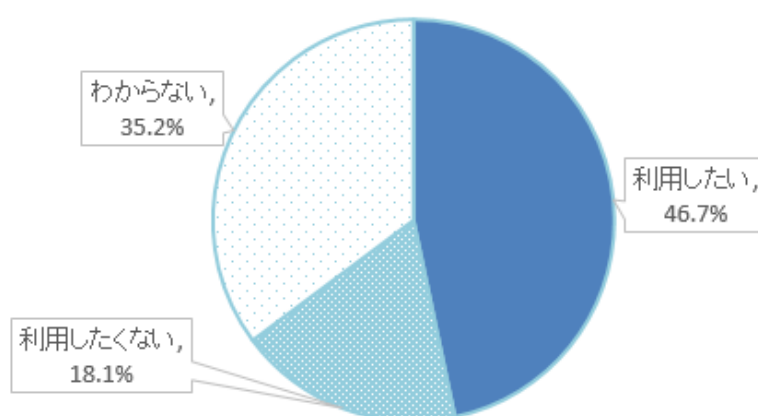
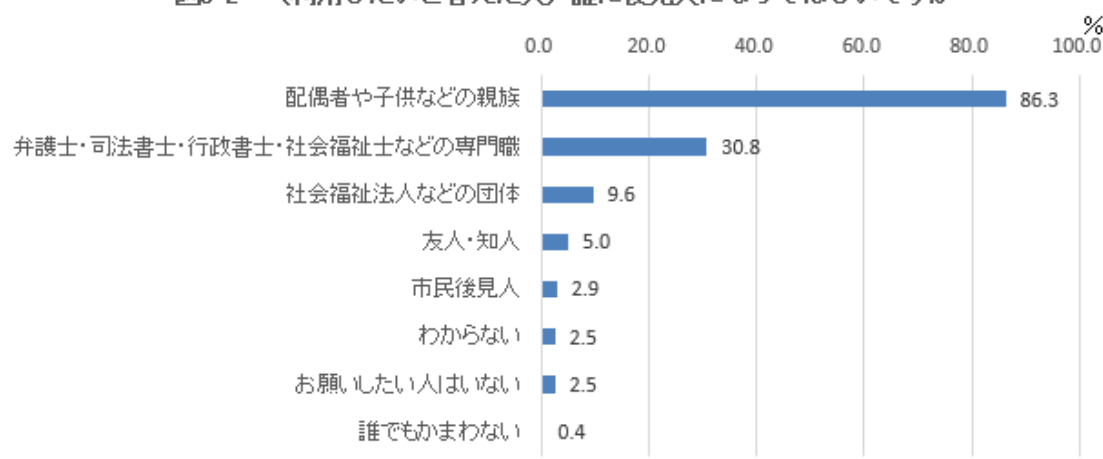
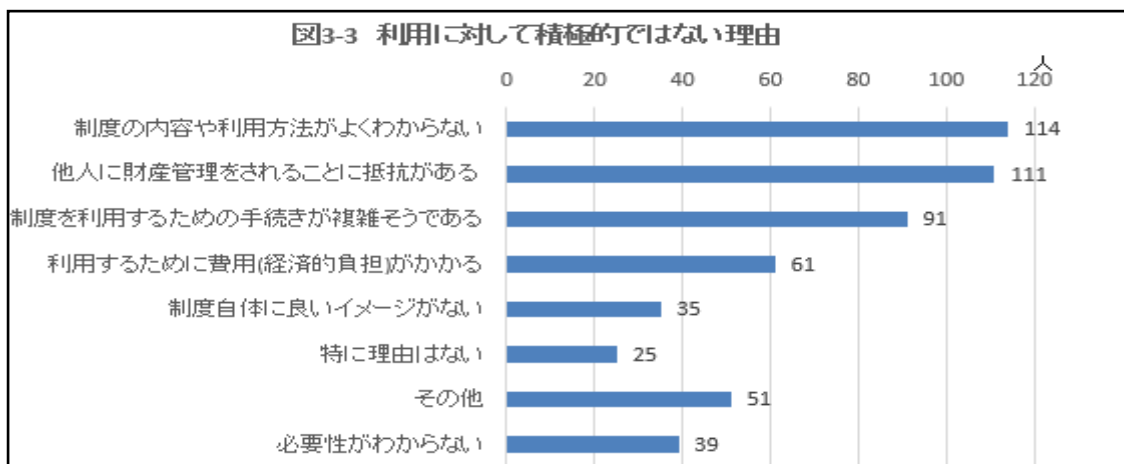


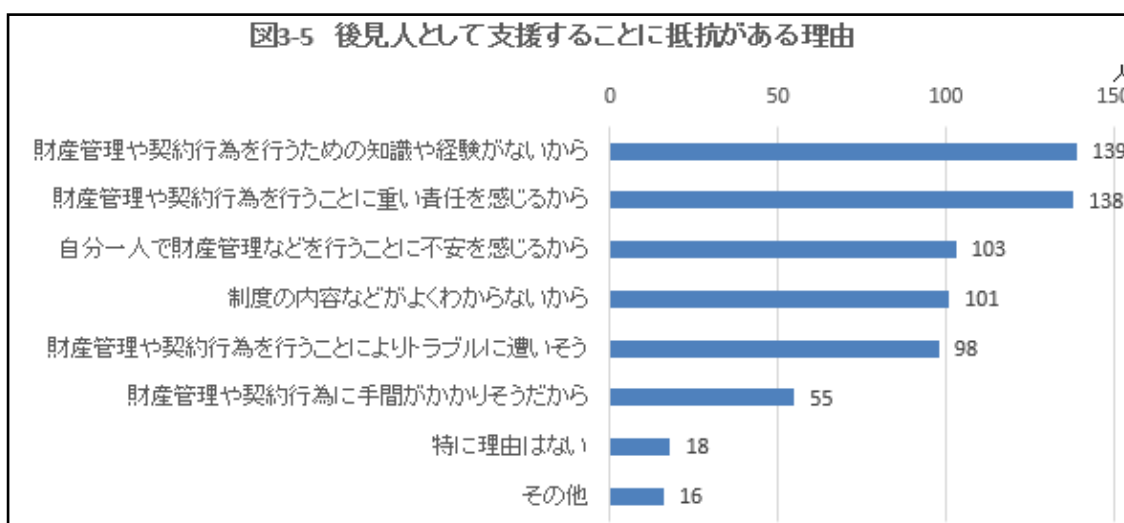
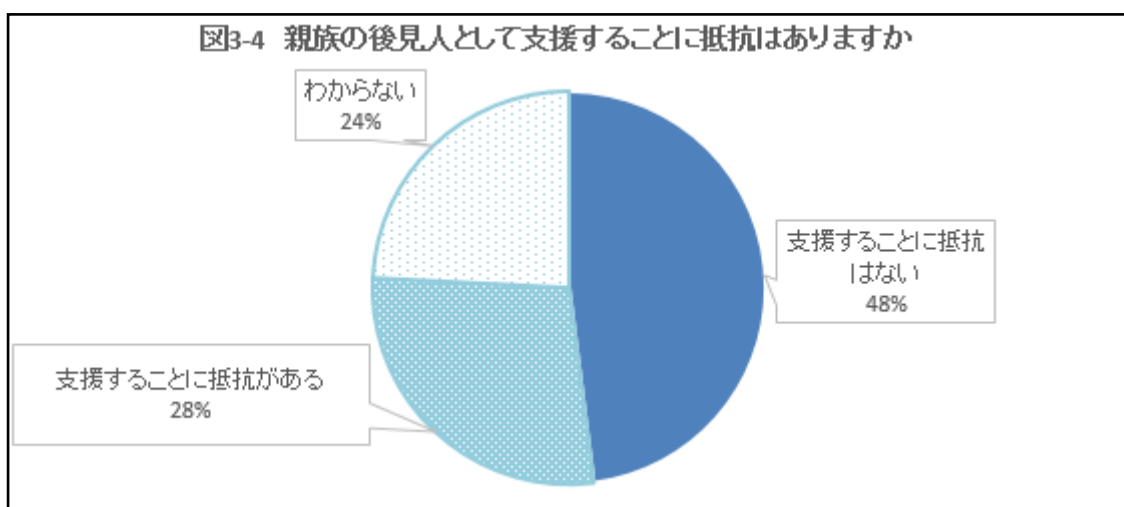
図3-2 (利用したいと答えた人) 誰に後見人になってほしいですか



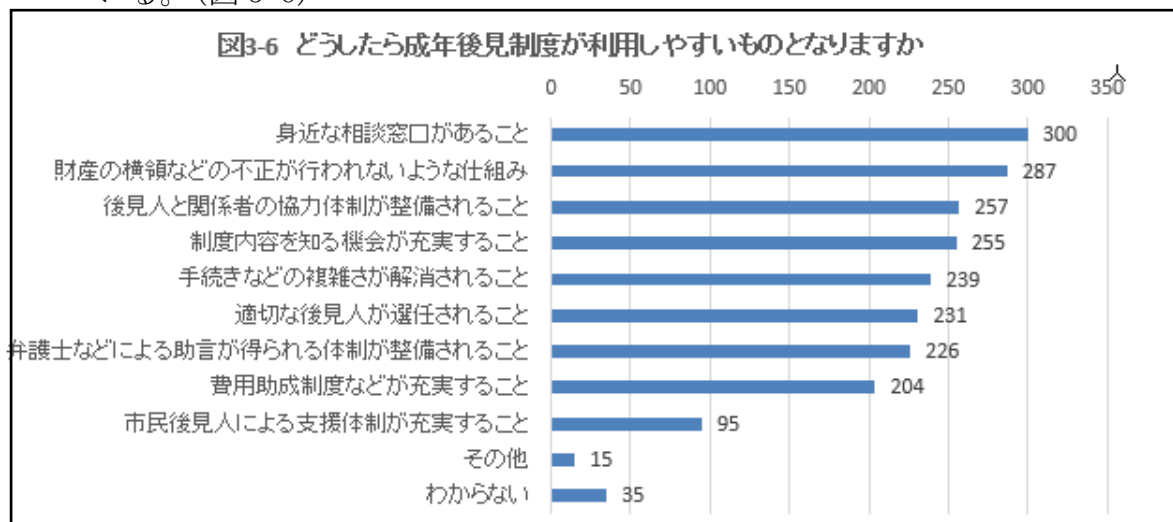
- ・利用に対して積極的ではない理由（図 3-3）は、「利用方法がわからない」「他人に財産管理されることに抵抗がある」「手続きが複雑そう」「費用の問題」が多い。



- ・自身が親族後見人になることに抵抗があると回答した人の理由（図 3-4、図 3-5）は、「責任が重い」「知識がない」などが多い。

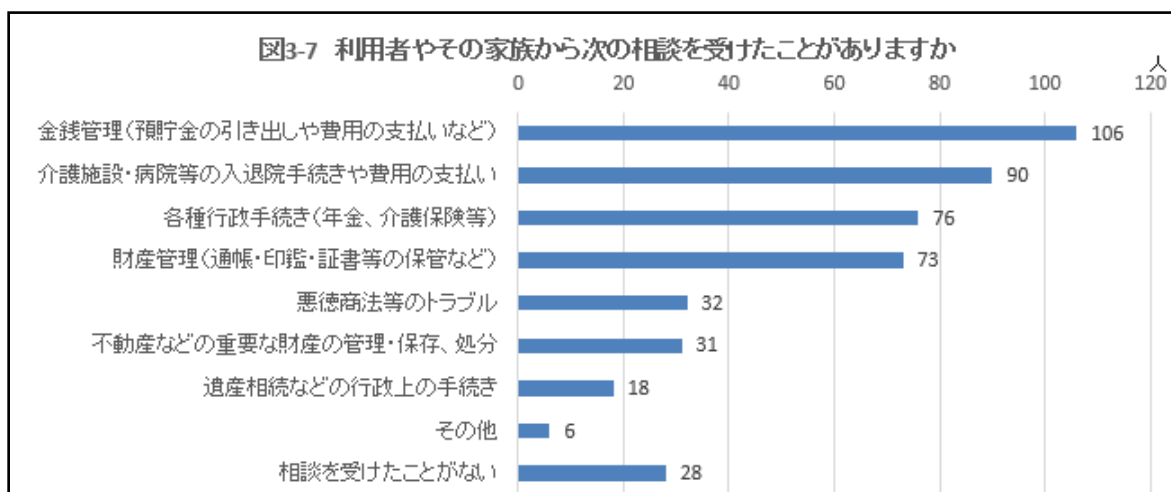


- ・成年後見制度が利用しやすいものとなるには「身近な相談窓口があること」「不正防止の仕組みがあること」「後見人と支援者が一体となって本人を支援する体制があること」「制度を知る機会が増えること」「手続きの複雑さが解消されること」「適切な後見人が選任されること」「後見人になった場合、専門職による支援が受けられること」などが求められている。(図 3-6)

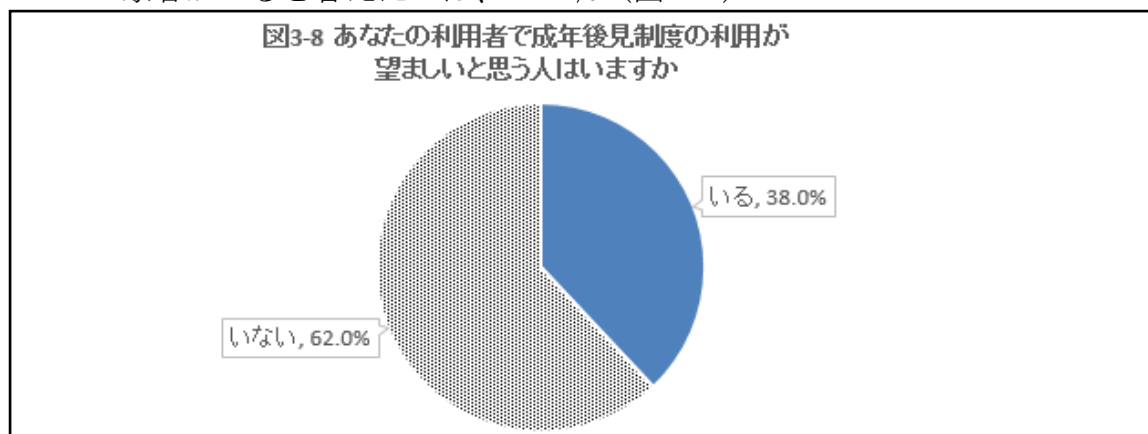


② 施設・事業所相談員意識調査

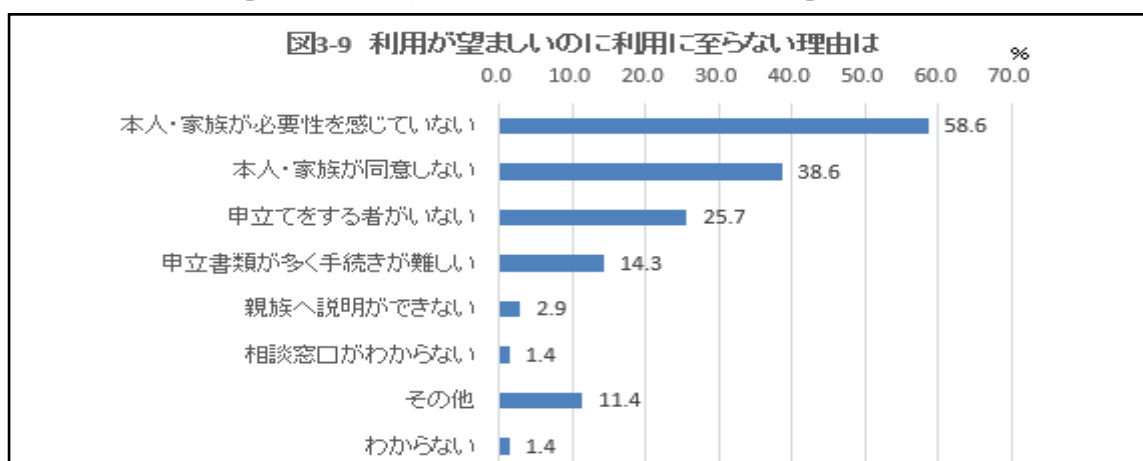
- 調査対象 市内で高齢者や障害者の相談業務を行っている施設や事業所の相談員 400 人
- 調査期間 令和元年 6 月 27 日～7 月 12 日
- 調査方法 郵送法による無記名自記式質問紙調査
- 回答率 46.0%
- 調査内容 「成年後見制度の認知状況」、「制度利用に関する支援経験」、「支援対象者の成年後見制度の利用状況」等 全 11 問
- 調査結果 相談内容で多いものは「費用の支払いや預貯金の引き出し、金銭管理」「福祉サービス利用の手続き・支払い」「年金・介護保険等の行政手続き」「通帳・印鑑等の保管、財産管理」(図 3-7)



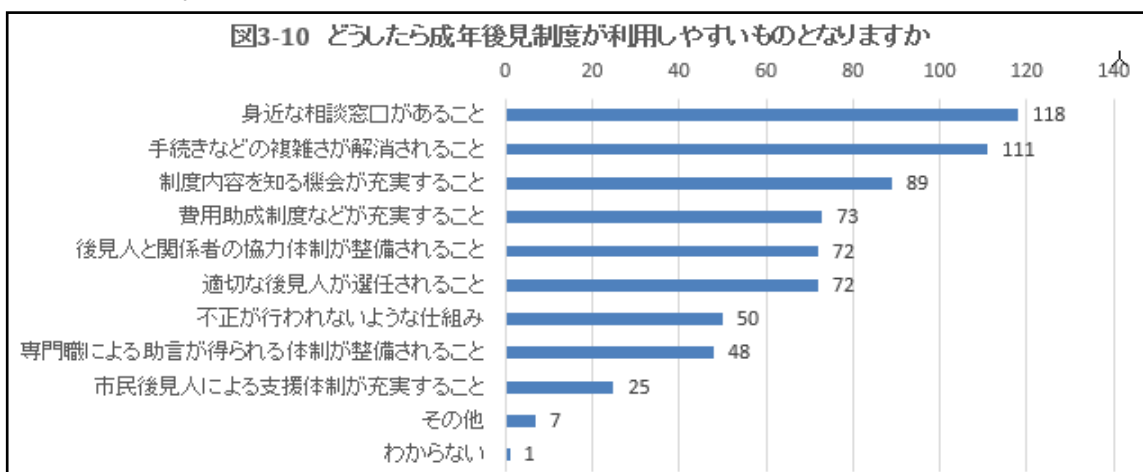
- ・現在、制度を利用していないが、制度を利用した方がいいと思う支援対象者がいると答えたのは、38.0%（図 3-8）



- ・成年後見制度の利用が望ましいのに利用に至らない理由（図 3-9）としては、「本人・家族が必要性を感じていない」（58.6%）、「本人・家族が同意しない」（38.6%）、「申立てをする人がいない」（25.7%）



- ・成年後見制度が利用しやすいものとなるには「身近な相談窓口があること」「手続きの複雑さが解消されること」「制度を知る機会が増えること」「制度利用に関する費用の助成制度が充実すること」などが求められている。3（図 3-10）



(2) 成年後見制度利用促進のための意見交換会

令和元年9月、成年後見制度の利用促進に向け、現状の課題やニーズ、今後の取組等について広く意見を聴取することを目的に、当事者、支援者、専門職、近隣自治体の職員84人が参加した「成年後見制度利用促進のための意見交換会」を開催しました。

そこで出された主な意見としては、次のとおりです。

① 制度について

- ・費用(申し立て費用、毎月の報酬)がかかる。
- ・制度や手続きが複雑でわかりにくい。手続きに時間がかかる。
- ・申し込むタイミングがわからない。
- ・この制度が必要なのかどうかの見極めが難しい。
- ・認知症、精神疾患等障害のある方への説明が難しい。

② 制度を利用することへの不安

- ・他人にお金を預けることが不安、親が活着ているのに子どもに関する権限がなくなってしまう。
- ・制度を利用した場合、後に戻れない。
- ・本人の行為能力が制限される。
- ・誰が後見人になるかわからず不安しかない。

③ 後見人の立場として困ること

- ・意思疎通の取れない人の身上監護に困る。
- ・身元引受人と誤解されることがある。
- ・実際に後見人になると、親族間のトラブルに頭を悩ませる。
- ・医療行為をする場合に医師から同意を求められることがあるが、同意を求められても、同意できないので困る。
- ・専門職が少ないため、専門職が成年後見人等になる場合、担い手が限定される。

④ 支援機関について

- ・相談窓口がわかりにくい、身近に相談できる人がいない。

⑤ 利用を促進するために必要な取り組み

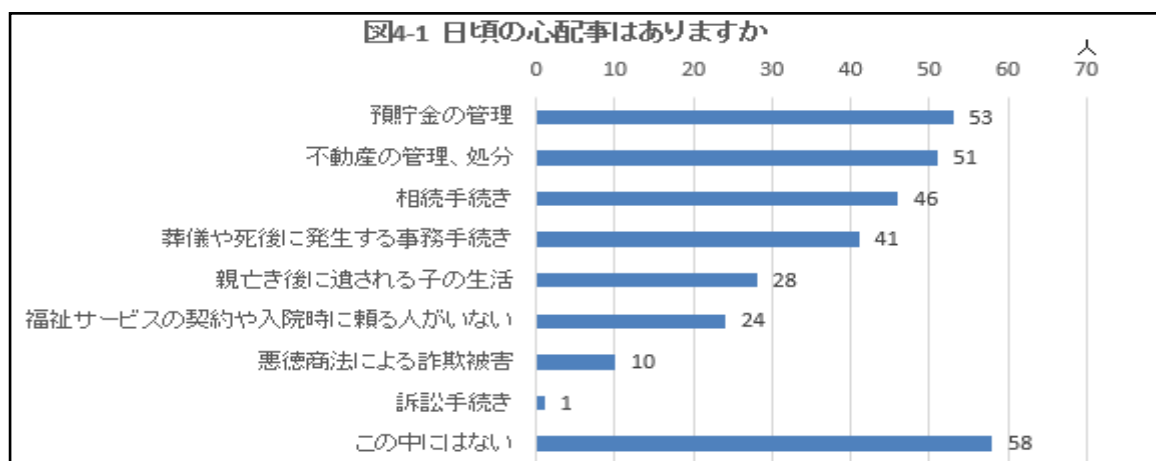
- ・気軽に相談できる相談窓口の設置(窓口の明確化)
- ・報告書の作成や後見人活動で生じる悩みに対する相談など親族後見人への支援
- ・体験談や具体的な話が聞ける学習会や研修の機会をつくる。
- ・成年後見制度を小学校、中学校の教育の場に取り入れる。
- ・後見人の報酬に関する市の助成制度
- ・本人の意向をしっかりと確認できる仕組みづくり

(3) インターネット市民モニター調査

令和2年6月に、インターネット市民モニター制度を利用して「成年後見制度意識調査」を実施しました。モニター数は462人で、回答者は167人、回答率は36.1%でした。

① 成年後見制度利用の潜在的ニーズの存在

潜在的な成年後見制度のニーズと言える市民の方が抱えている心配事について質問したところ、「預貯金の管理」「不動産の管理、処分」「相続手続き」などの財産管理に関する項目が上位を占めましたが、「親亡き後に遺される子の生活」といった身上監護や「葬儀に関することや死後に発生する役所や金融機関などへの事務手続き」など死後事務についての項目も見られました。(図4-1)

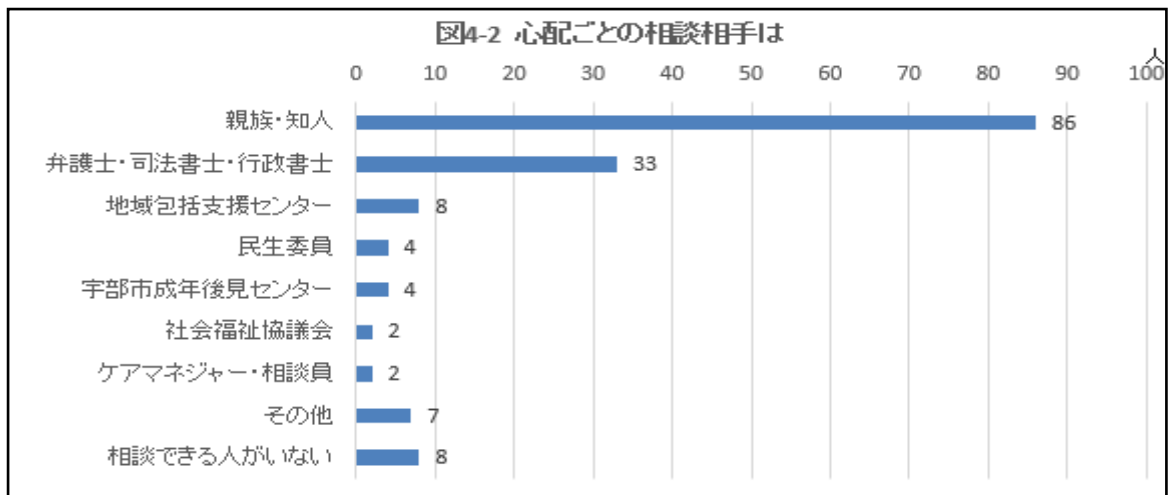


上記のうち、財産管理や死後事務は、高齢者、障害者のどちらにも当てはまるものです。また、「親亡き後に遺される子の生活」は、障害者に加え、近年注目されている、ひきこもり等による「8050 問題」にも関連するニーズと考えられます。

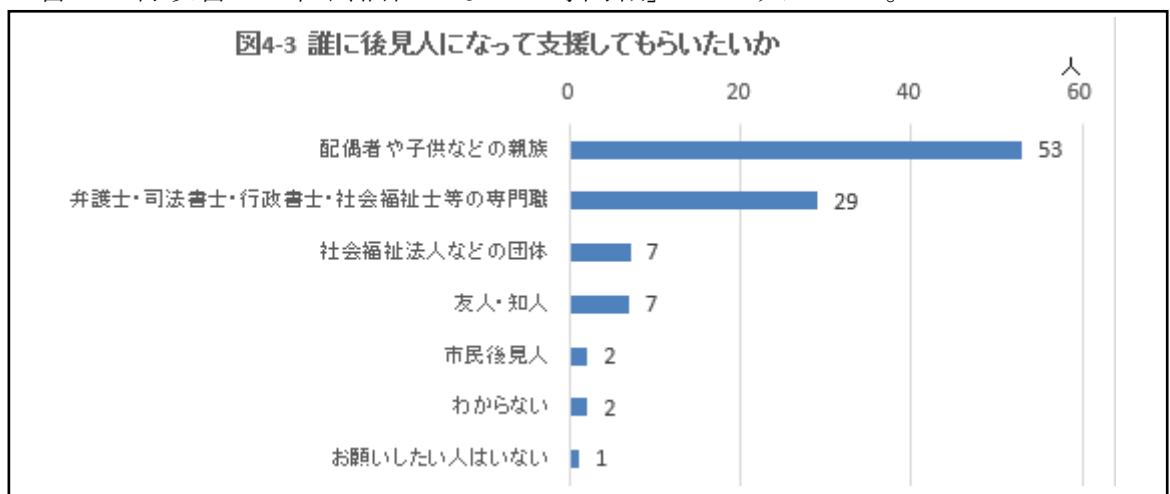
「成年後見制度」には、漠然と「高齢者が使うもの」というイメージがありますが、高齢者と障害者のニーズの違いも踏まえつつ、成年後見制度の利用促進について検討していくべきことを示しています。

② 成年後見制度の担い手について

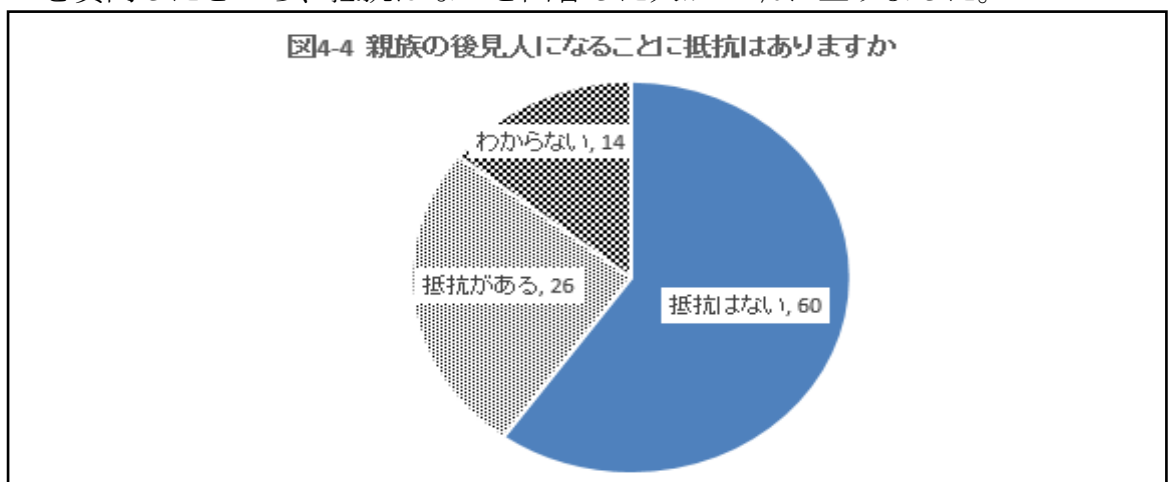
前述の潜在的ニーズについての身近な相談相手について質問したところ(図4-3)、最も多かったのは「親族や知人」(86人)、次いで「弁護士・司法書士・行政書士といった専門職」(33人)でした。



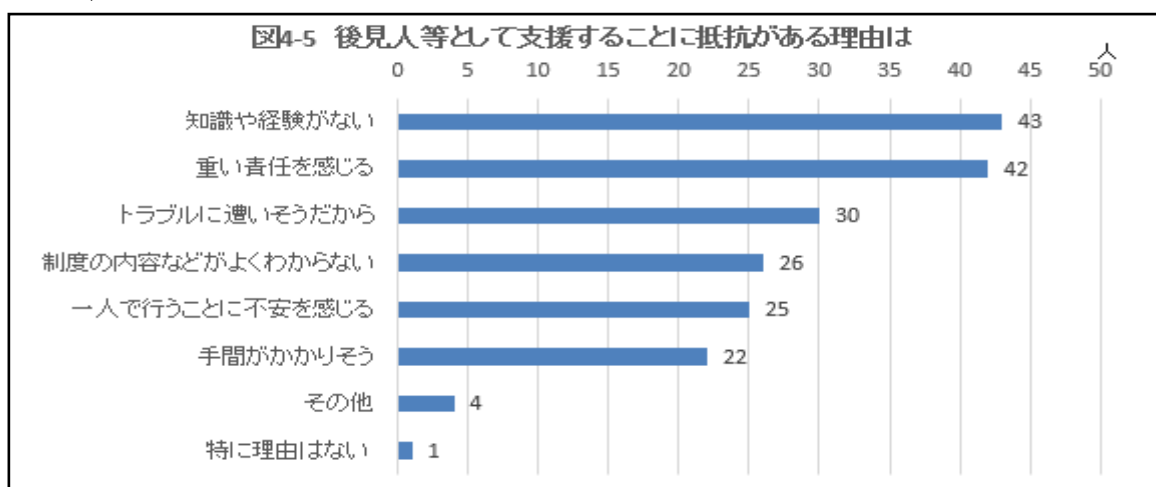
また、アンケート回答者のうち成年後見制度の利用に積極的な方々を対象に、誰に成年後見人となって支援して欲しいか質問をしたところ、最も多かったのは「配偶者や子どもなどの親族」（53 人）で、次いで「弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの専門職」が 29 人でした。



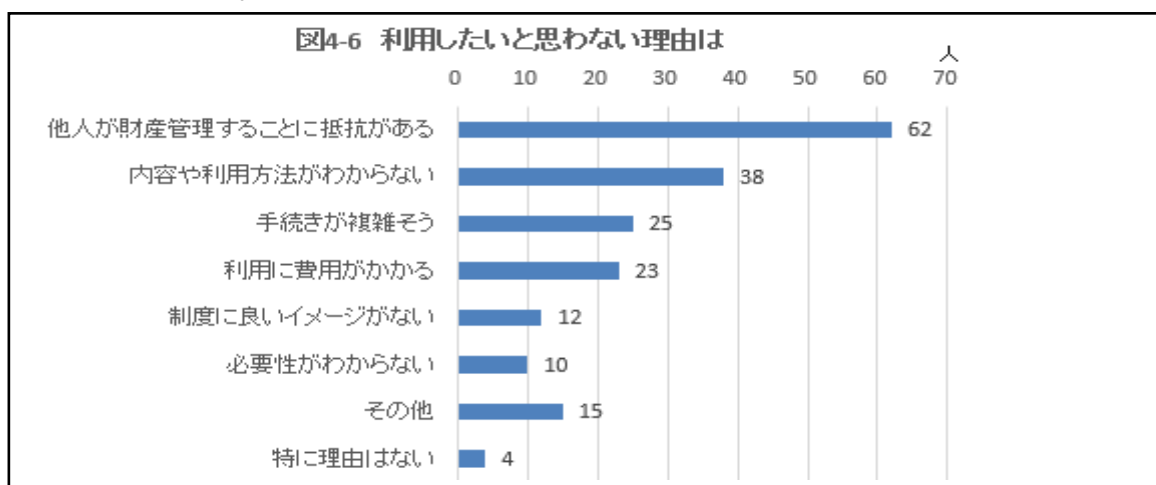
親族の後見人として財産管理や契約行為の支援をすることへの抵抗の有無を質問したところ、抵抗はないと回答した人が 60%に上りました。



一方、「抵抗がある」と答えた人は、その理由として、「財産管理等の知識・経験がないこと」や「責任の重さ」を上げています。抵抗なく支援ができるよう、成年後見センターが親族後見人を支援する仕組みが必要です。（図4-5）



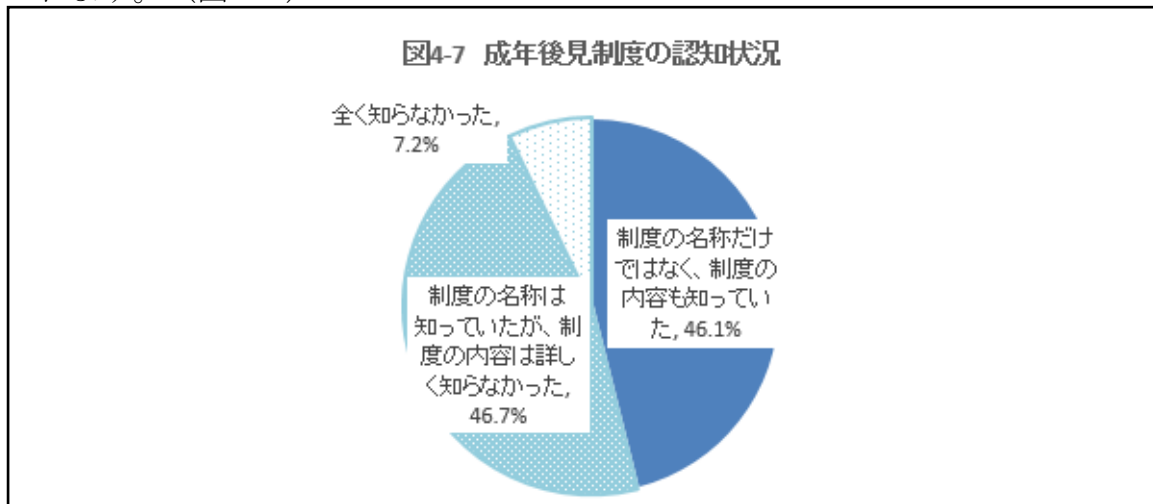
成年後見制度の利用に消極的な方々にその理由を質問したところ（図4-6）、最も多かったのは「他人に財産管理をされることに抵抗がある」という項目でした（62人）。



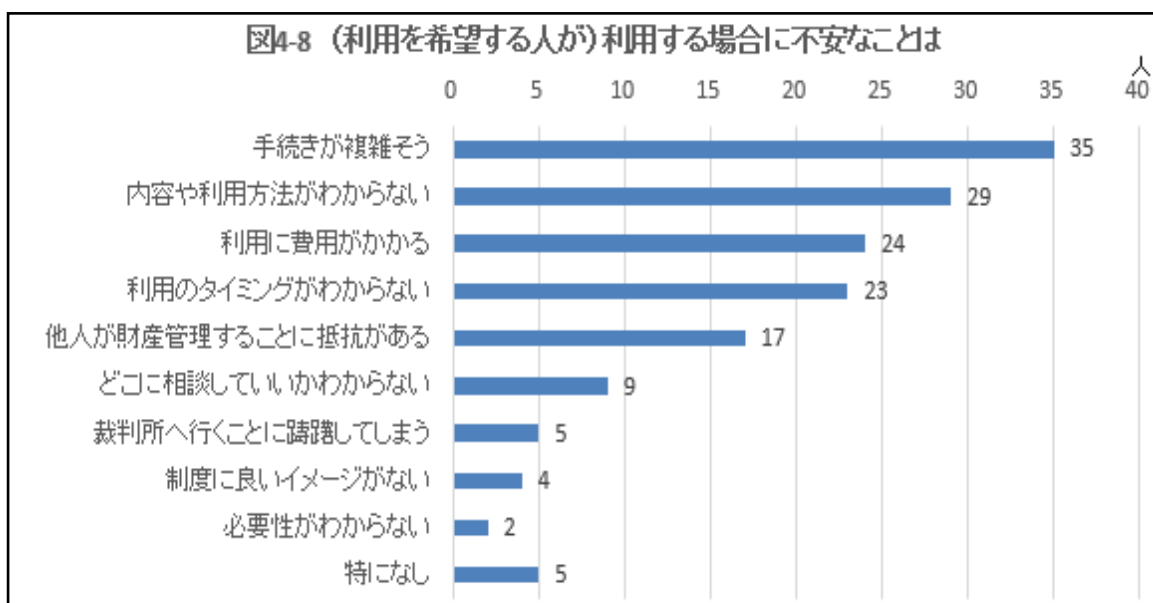
以上から、親族の後見人になることについては抵抗感を持たない人もいること、できるだけ他人ではない身近な人に財産管理をして欲しいという気持ちを持つ人がいることが分かりました。今後、成年後見センターが親族後見人を適切に支援していくことにより、「抵抗はない」という人を増やし、利用しやすくする必要があります。

③ 利用促進の障壁

成年後見制度について名称程度しか知らない人と全く知らない人は 53.9% で半数を超えており、まだまだ、成年後見制度についての啓発が必要と考えられます。（図 4-7）



成年後見制度の利用に積極的な方々に、利用するとなった場合の不安や気になることを質問したところ（図 4-8）、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が 35 人、「制度の内容や利用方法がよく分からない」が 29 人となりました。制度の利用について積極的に考えている人においても、成年後見制度についてよく分からないことから生じる不安感がまだまだ高いことが明らかになりました。



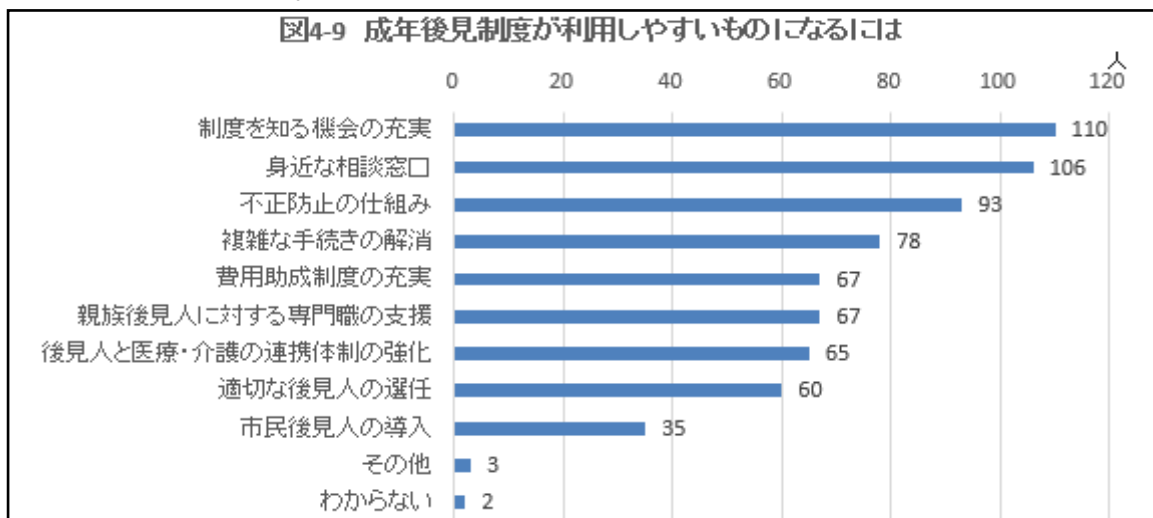
一方、成年後見制度の利用に消極的な人においても、その理由として制度についてよく分からないこと（38人）や制度が複雑に見えること（25人）を挙げていました。（図4-6）以上から、「成年後見制度についてよく分からないこと」が利用促進の一つの障壁と考えられます。

その他にも、他人に財産管理をされることへの抵抗や、制度を利用するために費用（経済的負担）がかかることも挙げていました。これらの課題に対しては、本人にできるだけ身近な人の関わりを確保するという観点から、親族後見人の適切な活用によって対応していくことが望ましいと思われます。

特に専門職後見で問題となる専門職への報酬や支払い能力など、制度利用に伴う経済的な負担については、福祉政策の一環として、本市では一定の要件を充たす場合には、報酬に関しては市の助成制度がありますので、制度の周知を行っていく必要があります。

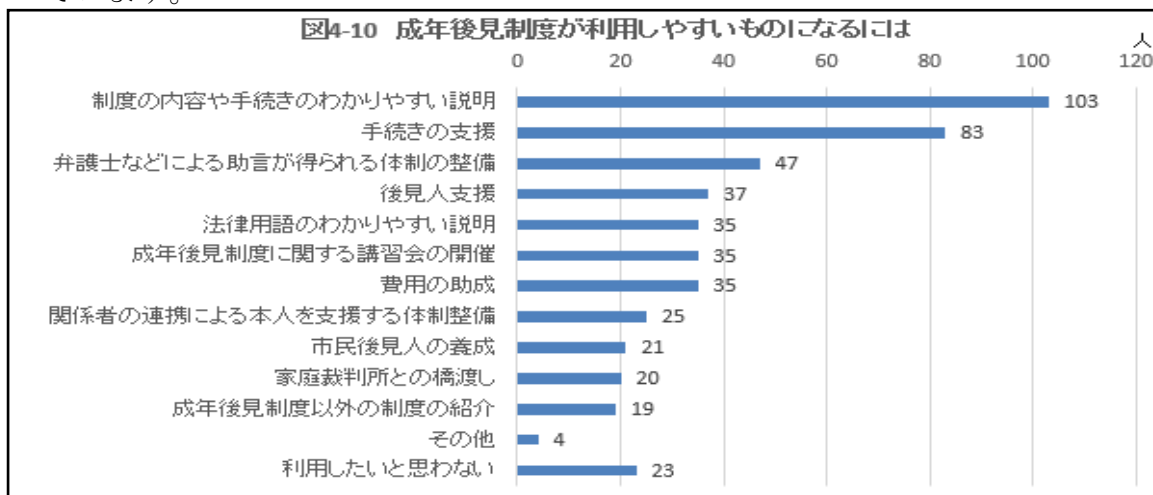
④ 利用促進に向けて重要と思うこと

成年後見制度の利用促進のために重要と思われる点に関する回答の中に、「財産の横領などの不正が行われないような仕組みがあること」と回答した人が93人おり、後見人による財産管理への不信感があることをうかがわせます。この点について効果的な対策が講じられることも利用促進にとって必要不可欠と思われます。



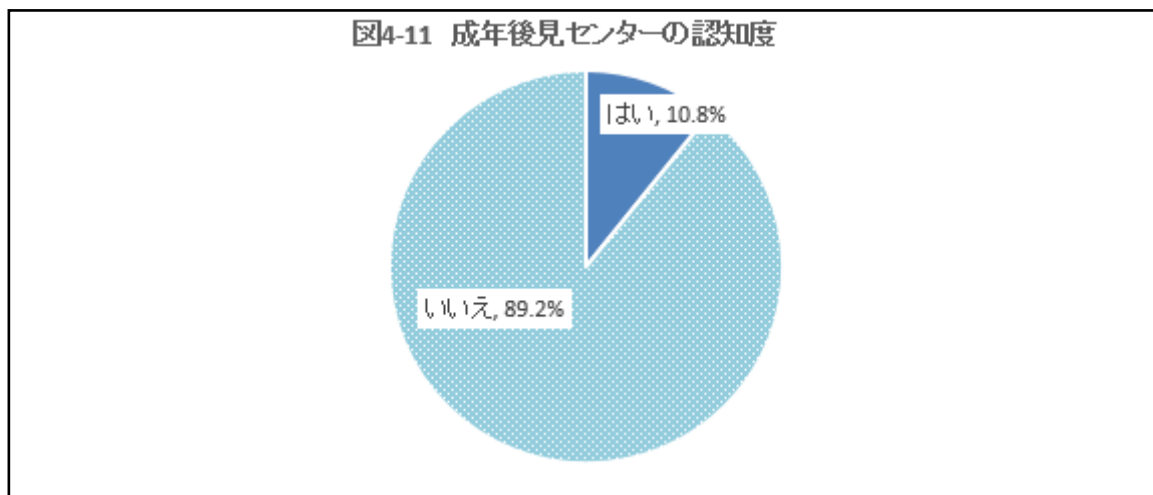
⑤ 宇部市成年後見センターについて

令和2年4月1日に設立された宇部市成年後見センターは、成年後見制度の利用促進のための活動を行っていますが、センターを利用する際の希望に「制度の内容や手続きのわかりやすい説明」や「手続きの支援」があげられています。



また、アンケート結果から、センターについてまだまだ知らない人が大半(89.2%)であり、センターの存在及び活動等についての周知が重要です。

成年後見制度に関する専門的な相談窓口であることを広く周知啓発していくことが急務となっています。(図4-11)



第 3 章

成年後見制度の利用促進に向けた宇部市の取組と今後の展望

第1節 宇部市におけるこれまでの取組

本市では、成年後見制度の利用促進に向け、宇部市成年後見センターの開設や成年後見人等報酬助成制に取り組んできました。

この項では、宇部市成年後見センターが開設されるまでの過程と、成年後見人等報酬助成制度について紹介します。

1 宇部市成年後見センターの開設

(1) 宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会での検討

本市では、令和元年6月に本市の実情を踏まえた中核機関の設置に向けて、「宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げ、約半年に及ぶ検討を行いました。

検討会のメンバーは、成年後見制度を利用する立場の当事者団体、成年後見人として支援する専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士）、制度の利用申請において鑑定を行う医師、施設職員、支援相談員、民生委員等の支援者で構成され、様々な視点から議論がなされました。

検討会では、市民と、市内で高齢者や障害者へ相談業務を行っている施設等の相談員を対象とした成年後見制度に関する意識調査を実施するとともに、既に中核機関を設置している先進自治体への視察を行い、検討会としての提言書を取りまとめました。

提言書の内容

3回の協議、意識調査、先進地視察の報告を踏まえ、検討会は令和元年10月に「宇部市における中核機関の設置に関する提言書～権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のために～」を取りまとめました。

① 中核機関の運営体制について

- ・設立当初から外部の民間機関が担うことは人的にも経済的にも難しいと思われる。
- ・宇部市が直営の形で「宇部市成年後見センター」を設置し、3～5年程度で民間への委託を目指すのが現実的である。
- ・市民向けの窓口としては、地域包括支援センター等、宇部市がこれまで育成してきた地域支え合い包括ケアシステムなどを活用すること。その際には、高齢者のみならず、障害児・者について適切な対応ができるようにすることが望ましいと思われる。

② 中核機関の担うべき機能について

- ・設立当初は、広報・啓発、相談機能に力を入れるべき。
- ・広報・啓発は、市民に分かりやすく、制度の長所及び短所を正確に伝えることを目指すべき。
- ・専門職向けの広報・啓発活動も必要。
- ・相談業務は、関係機関において成年後見制度に関する相談を吸い上げた後、必要に応じて関係機関からの相談に応じて中核機関がバックアップする体制の整備が望ましい。
- ・最終的に成年後見制度を利用した場合、生活がどのように変わるのかをシミュレートできるレベルの相談体制の整備が理想。
- ・中核機関は、家庭裁判所への適切な後見人候補者の推薦や後見人への支援を行うとともに、家庭裁判所と情報を共有して後見人による事務が本人の意思を尊重して行われるように支援することが必要。
- ・被後見人の権利擁護を図るため、本人と後見人との関係がうまくいかななっている場合や、他の支援体制への変更が望ましいと考えられる場合等において、家庭裁判所と連絡調整を図り、後見人の交替等に迅速・柔軟に対応することも中核機関の役割として必要。

(2) 宇部市成年後見センターの開設

本市では、検討会からの提言を受け、検討した結果、令和2年4月1日に開設した「宇部市成年後見センター」を中核機関をとし、市が直営で運営することとしました。

- ・人員体制 センター長（弁護士）、常勤職員2人（社会福祉士の有資格者）
- ・業務内容 広報・啓発活動、相談業務（センター長による相談は月2回）
- ・場所 市役所1階の福祉総合相談センター内

(3) 宇部市成年後見センターの活動状況

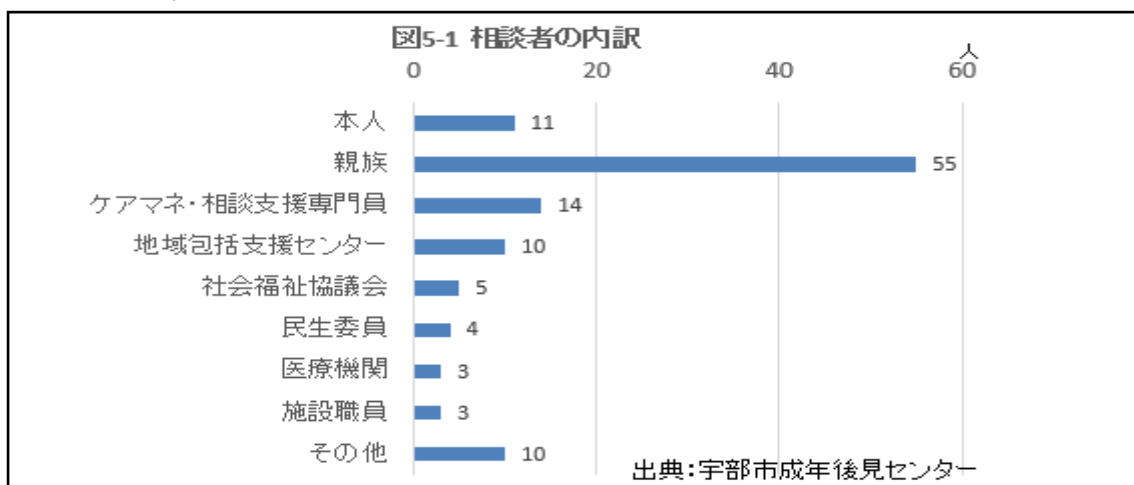
宇部市成年後見センターでは、成年後見制度に関する各種相談を行っています。

① 相談者

センターにおける開設後の半年間（令和2年4月～9月）の相談件数は115人、延べ167件です。相談は、電話や窓口だけでなく、相談者の自宅への訪問相談も実施しています。

相談者の内訳で、最も多いのは、親族からの相談が55件です。支援者で

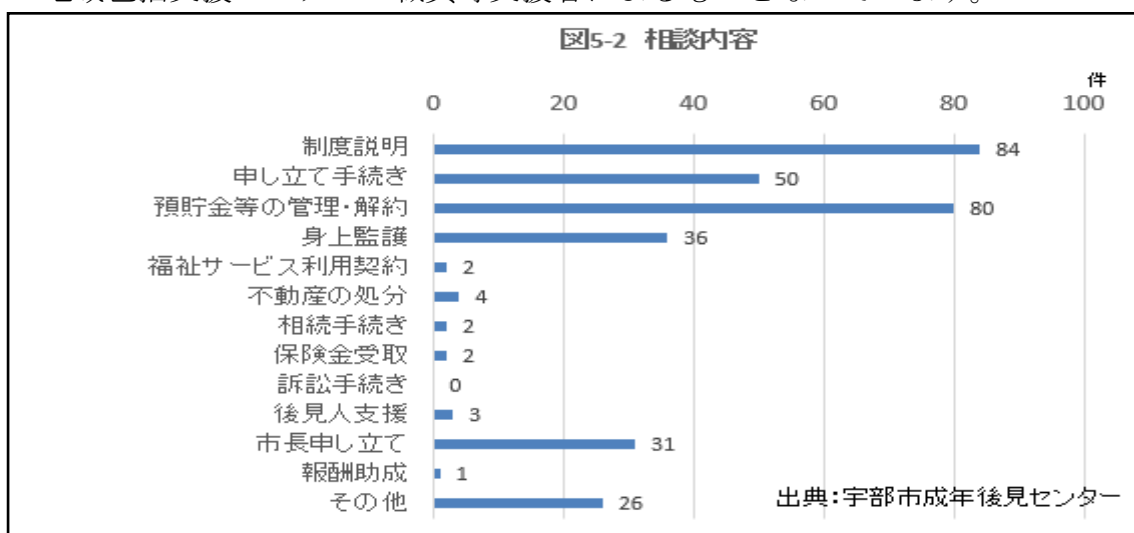
あるケアマネジャー・相談支援専門員が 14 人、地域包括支援センターの職員が 10 人となっています。また、自身のこととして 11 人から相談を受けています。



② 相談内容

相談内容の多いものとして、制度説明が 84 件、申し立て手続きに関するものが 50 件、預貯金等の管理・解約 80 件、身上監護 36 件、市長申立て 31 件となっています。

市長申立てに関する相談者は、大部分がケアマネジャー・相談支援専門員、地域包括支援センターの職員等支援者によるものとなっています。



(4) 宇部市成年後見センターの今後の活動方針

中核機関である宇部市成年後見センターの機能及び活動方針については、以下のとおりです。

国の計画では、地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき機能として、広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機

能の4つが挙げられていますが、宇部市成年後見センターでは、令和元年10月に宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会による「宇部市における中核機関の設置に関する提言書」の趣旨を踏まえ、広報機能、相談機能に特化する形で利用促進のための取組を進めています。

親族後見人の選任の可否及び親族後見人が選任された場合のサポートという観点から、特に③成年後見制度利用促進機能（特に受任者調整）や④後見人支援機能については、中核機関の関係機関において、②相談機能の充実が図られる目途が立った段階で、主として、本人に身近な親族がおり、親族間でも対立がない事案（親族後見人の選任可能性のある事案）について、段階的な実施を目指します。

また、身近な親族がいるにもかかわらず専門職後見人が選任されたケースで、親族が後見人とうまくいかないようなケースについても、中核機関が身近な親族の意向の受け皿となり、専門職後見人との調整を行っていくことを検討します。

2 成年後見人等報酬助成制度

第2章の第2節（3）に記したとおり、本市では、「宇部市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担することが経済的に困難である方に対し、報酬助成を行っています。

《対象》

本市に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている生活保護受給者のほかに生活困窮者で次のどちらかの条件を満たす方

- 1 65歳以上の高齢者
- 2 障害福祉サービスを利用もしくは利用しようとする重度の知的障害者、精神障害者

《助成額（上限額）》

施設入所者	18,000 円/月
それ以外の方	28,000 円/月

《申請の手順》

- 1 家庭裁判所による報酬額の決定
- 2 対象者か対象者の代理人である成年後見人等が申請
- 3 市が実態を調査し、助成の可否を決定

第2節 計画に基づく今後の取組について

1 利用促進に向けた基本的な視点

(1) 超高齢社会の備えとしての意味

成年後見制度は、加齢や障害によって判断能力が低下して自ら適切な契約を行う事が難しくなった人が日常生活を送るために必要不可欠な制度です。人間は、誰もが加齢によって老いていくことは避けられませんし、思わぬ事故や病気によって判断能力が低下する可能性も否定できません。

このため、誰もが成年後見制度を利用できるように、成年後見制度の利用促進を図ることは、極めて重要だという認識が必要です。

そして、過疎化が進み、身寄りのない高齢者が増えることが予想される今、超高齢社会の備えとして、5年後、10年後を見据えた施策を構想しておく必要があります。

(2) 想定される成年後見制度の利用者の状況に応じた施策の必要性

成年後見制度の利用者が高齢者の場合と障害者の場合では、高齢者に比べ、障害により判断能力が不十分であるため、20歳代から制度利用を開始される障害者の方もおられます。制度利用の開始時期の違いは、求められるニーズも異なるため、状況に応じた施策が必要です。

また、市民調査アンケート等の結果から、成年後見制度を利用するための費用負担の問題が、成年後見制度利用促進の大きな障壁となっていることも明らかのため、報酬助成の充実を図る必要があります。

2 重点目標

成年後見制度の利用促進に向けて、次の3つの重点目標を設定し、本計画期間内において段階的に整備を進めていきます。

（１）相談窓口の体制強化

市民に身近な場所で、誰もが成年後見制度の相談や制度の利用ができるように、一次相談窓口としての地域包括支援センター等相談機関の体制を強化します。

（２）利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見制度は高齢者・障害者の権利擁護のための手段の一つです。市民が、それぞれの置かれた立場で必要に応じて、成年後見制度を含む権利擁護のための手段を選択できるようにするとともに、認知症や知的障害等の特性を理解し、本人の意思を十分にくみ取ることができる意思決定支援などその利用にメリットを感じることができるようにします。

（３）地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用促進に向けて、地域の関係機関（医療・福祉・司法・専門職団体・民生委員・地域・金融機関）が連携し、支援・対応を地域で支える仕組みとして地域連携ネットワークの構築をはかり、権利擁護が必要な人の発見と早期からの相談支援、後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り、地域連携ネットワークによる「チーム」への支援など、成年後見制度の利用を必要とする人に適切な支援を行います。

3 具体的な取組

(1) 相談窓口の体制強化

制度や手続きの一般的な説明や相談だけでなく、高齢者や障害者一人ひとりの意思をくみ取り、成年後見制度の利用前後での実際の生活の変化や利用後の生活についてシミュレーションができる相談窓口の体制づくりを行います。その際、成年後見センターだけでなく、市内の身近な場所にある地域包括支援センター等一次相談窓口の機能を強化し、権利擁護支援の必要な人を適切な支援につなげていきます。

目標	一次相談窓口の相談機能の強化 ・関係機関（地域包括支援センター等）として相談機能を果たす。 ・一次相談窓口の担当職員が対象者のニーズを適切に把握し、ライフプランに合った制度利用につなげられるようにする。 【重点項目③】	
指標	成年後見制度の説明が「できる」一次相談窓口の割合【令和7年度：100%】	
取組①	窓口における多種多様な相談へ柔軟な対応ができるように、一次相談窓口職員のスキルアップを図るための段階別専門研修の実施	
	指標	一次相談窓口への研修開催回数、参加者数 【令和7年度：25回（累計）、100人（累計）】
取組②	②障害者の権利擁護支援に特化した研修会の実施	
	指標	障害者の権利擁護支援に特化した一次相談窓口への研修開催回数、参加者数 【令和7年度：50件（累計）、80人（累計）】

※上記目標欄に記載の【重点項目】は43ページの「取組の工程」表中の重点項目を示すものです。（以下同じ）

(2) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見制度の利用を必要としながら制度の利用を躊躇している人の多くは、「成年後見制度について良く分からない」（制度の周知不足）、制度利用にかかる費用（経済的負担）、後見人による財産管理への不信感（不正防止）を理由に挙げています。

制度利用が、制度の利用を必要としている人のニーズを満たすものであると感じてもらえるように、これらの利用促進にむけた障壁を取り除いていく取組

組みを進めていきます。

目標	成年後見制度、宇部市成年後見センターの周知 ・法定後見制度、任意後見制度等の広報啓発活動の推進 ・宇部市成年後見センターの周知（設置目的・役割・支援内容等） ・成年後見制度の利用対象者の掘り起こし、相談へつなげる。 ・資産のない対象者が成年後見制度等の利用に躊躇しないようにする。 【重点項目①】	
指標	・宇部市成年後見センターにおける相談件数【令和7年度：2,000件（累計）】	
取組①	生活圏域のブロックごとに市民向け、支援者向けの講演会を開催する。	
指標	講演会の開催回数、参加者数 【令和7年度：9回（累計）500人（累計）】	
取組②	地域の集会や通いの場、職場の研修等、様々な機会を利用して、出前講座による周知活動を行う。	
指標	宇部市成年後見センターにおける出前講座の実施件数 【令和7年度：60回（累計）】	
取組③	地域の集会や通いの場、職場の研修等、様々な機会を利用して、出前講座による周知活動を行う。	
指標	宇部市成年後見センターにおける出前講座の実施件数 【令和7年度：60回（累計）】	
取組④	出前講座や研修等で市長申立てや報酬助成の説明を積極的に行い、制度の周知に取り組む。	
指標	報酬助成制度の説明を受けた人数【令和7年度：1,200人（累計）】	

目標	宇部市成年後見センターの相談機能の強化 ・宇部市成年後見センターにおける、成年後見制度や類似制度を含めた相談体制を整え、必要に応じて成年後見制度やその他のサービスを適切に利用できるようにする。 ・相談窓口に出かけることが困難な相談者に対し、訪問相談を実施することで、制度の利用につなげる。 ・継続した相談支援に取り組む。 【重点項目②】	
指標	宇部市成年後見センター相談者のうち継続した支援を行った割合 【令和7年度：60%】	
取組①	一般市民や関係機関へアンケート調査を行い、地域の現状やニーズ把握に努める。	
指標	アンケート調査の実施回数、回答率【令和7年度：3件、平均70.0%】	
取組②	本人の申立てが難しく、また、申立てを行う親族がいない場合の「市長申立て制度」の周知を行い、制度の利用につなげる。	
指標	市長申立て件数【令和7年度：100件（累計）】	

取組	相談者への個別訪問相談を実施する。	
③	指標	訪問相談件数【令和7年度：400件（累計）】
取組	受任調整会議を開催したケースについて、利用者の経過を把握するためにモニタリングを実施する。	
④	指標	モニタリング件数【令和7年度：10件（累計）】
取組	親族後見人に対する相談支援に取り組む。	
⑤	指標	親族後見人に対する相談支援件数【令和7年度：5件（累計）】

（３）地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用促進に向けて、地域の関係機関（医療・福祉・司法・専門職団体・民生委員・地域・金融機関）と連携を図り、地域で支え合う仕組みとして「地域連携ネットワーク」を構築し、制度の利用前段階からの支援・対応の体制づくりに取り組み、本市の目指す地域共生社会「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくり」を推進します。

目標	地域連携ネットワークの機能を持つ宇部市成年後見制度等利用促進協議会の設置 ・成年後見制度利用促進協議会を設置・運営し、制度の利用を必要とする人が安心して制度を利用できる体制づくりを行う。 【重点項目④】	
指標	宇部市成年後見制度等利用促進協議会の開催回数 【令和7年度：10回（累計）】	
取組	宇部市成年後見制度等利用促進協議会を設置する	
①	指標	宇部市成年後見制度等利用促進協議会の設置【令和6年度中の設置】
取組	宇部市成年後見センター業務の執行状況についてモニタリングの実施	
②	指標	取組の達成状況【令和7年度：100%】

目標	地域連携ネットワークの連携強化 ・利用の前段階から関係機関相互で顔の見える関係を構築し、連携強化を図り、課題の早期発見・解決につなげる。 ・関係機関との連携にあたり、適切な形で情報共有を図ることができるようにする。 【重点項目④】	
----	---	--

指標	関係機関からの相談のうち成年後見制度の利用につながった件数 【令和 7 年度：150 件】	
取組 ①	ブロック会議、カンファレンス等個別支援会議に積極的に参加する。	
	指標	宇部市成年後見センター職員のブロック会議、カンファレンス等個別支援会議の参加回数【令和 7 年度：50 回（累計）】
取組 ②	受任調整会議を開催する。	
	指標	チームに対する助言・支援件数【令和 7 年度：100 件（累計）】

4 取組の工程

本計画の重点目標達成に向けた事業の実施工程については下表のとおりとし、その進捗状況は、宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会においてモニタリングを行い、目標達成に向けて着実に取り組むこととします。

	重点項目	具体的な取組内容
初年度	① 成年後見制度、宇部市成年後見センターの周知 ② センターの相談機能の強化	・ 成年後見制度の役割について一般への広報 ・ 宇部市成年後見センターの設置目的、役割、支援内容について周知 ・ 成年後見制度の利用対象者の掘り起こし ・ 利用者の経過を把握するためにモニタリングを実施
中期	③ 一次相談窓口の機能の強化による利用促進	・ 地域包括支援センター等との機能連携について実践
後期	④ 専門機関の連携体制の確立	・ 成年後見制度利用促進協議会において、関係機関の連携を図る。 ・ 地域連携ネットワークからの地域課題の解決策について検討する。 ・ 宇部市成年後見センター業務の執行状態について評価と課題の検討

資料編

1 計画策定の経過

令和2年	
4月1日	宇部市成年後見センター開設
6月15日～28日	インターネット市民モニターアンケートを実施
8月5日	宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会設置 第1回宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 ・策定スケジュールについて ・市計画の概要について
9月30日	第2回宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 ・計画の骨子について
10月7日	宇部市成年後見センター開所記念講演会 「備えあれば憂いなし～今、知っておきたい成年後見制度～」
10月8日～30日	金融機関を対象とした意識調査を実施
11月30日	第3回宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 ・計画の素案について
令和3年	
1月18日～2月5日	計画（素案）のパブリックコメントを実施
2月24日	第4回宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 ・計画の最終案について

2 宇部市成年後見制度利用促進基本計画(素案)に対する意見募集の結果概要

■意見募集期間	令和3年1月18日～令和3年2月7日
■計画（素案）の閲覧方法	宇部市ホームページ (文書閲覧) 市役所、北部総合支所 各市民センター、各ふれあいセンター
■意見提出方法	郵送、FAX、電子メール
■意見提出者数	6人2団体
■意見件数	53件

項 目		件数
計画全般		18
はじめに 成年後見制度って何？		1
第1章 宇部市成年後見制度利用促進基本計画について		4
第2章 成年後見制度利用に関する宇部市の現状と課題		10
第3章 成年後見制度の利用促進に向けた宇部市の取組と今後の展望		20
	第1節 宇部市におけるこれまでの取組	(1)
	第2節 本計画に基づく今後の取組について	
	1 利用促進に向けた基本的な視点	(3)
	2 重点目標	(0)
	3 具体的な取組	(16)
	4 取組の工程	(0)

3 金融機関を対象とした意識調査の結果概要

「宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会」では、市内の金融機関の窓口 67 か所を対象とした意識調査を実施しました。

調査対象 市内の金融機関各窓口（67 か所）

調査期間 令和 2 年 10 月 8 日～10 月 30 日

調査方法 郵送法による無記名自記式質問紙調査

回答率 85.1%（回答事業所 57 か所）

調査内容 「成年後見制度に関する知識」、「窓口業務で困っていること」、「利用しやすい制度にするには」等 全 11 問

調査結果（抜粋）

Q 職員の皆様は、窓口で成年後見制度に関する説明ができますか。

項 目	回答数	比率
ほとんどの職員ができる	12	21.1%
半数くらいの職員ができる	10	17.5%
一部の職員ができる	30	52.6%
説明できる職員はいない	3	5.3%
無回答	2	3.5%

Q 判断能力が低下していると思われる方やその家族への対応について困ることがありますか。（複数回答可）

項 目	回答数
家族が入院・入所中の方の通帳から代理で出金するが、本人の意思確認が難しく、手続きができない もしくは本人の意思に基づくものか不安がある。	47
何度も通帳の再発行手続きをする	32
手続き（書類の記入や ATM の操作など）について説明しても理解できない	19
「通帳（キャッシュカードや印鑑）や現金がない」「盗られた」という問い合わせが頻繁にある	19
何度も多額のお金を引き出そうとする	6
特に用事もないのに何度も店舗に来る	5
口座や預貯金がないのにお金をおろそうとする	3
関係性が不明なあやしい人物が同行するなどしてお金をおろしている	3

Q 成年後見制度の利用が望ましい方へ制度の利用を勧めることがありますか。

項 目	回答数	比率
ある	49	86.0%
ない	8	14.0%

Q 「成年後見制度を勧めることがある」と回答した方にお尋ねします。
成年後見制度の利用を勧めるにあたり、困ることはありますか。

(複数回答可)

項 目	回答数
本人・家族が必要性を感じていない	29
成年後見制度の利用で解決できる事なのかわからない	11
成年後見制度について説明できない	6
成年後見制度の相談窓口がわからない	5
その他	7
成年後見制度の説明ができる職員がいるので困ることはない	4

Q 金融機関の立場から成年後見制度が利用しやすいものとなるためには何が重要と思いますか。(複数回答可)

項 目	回答数
制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること	44
制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること	30
成年後見制度を利用するための費用に対する助成制度などが充実すること	26
相談先が明確であること	22
金融機関と後見人、医療・介護の支援者などが協力して、本人を支援する体制が整備されること	19
本人の能力や生活状況を踏まえ、適切な後見人が選任されること	19
制度内容を知る機会が充実すること（パンフレットや説明会など）	17
後見活動で法的な問題が生じた場合、金融機関が弁護士など専門職による助言が得られる体制が整備されること	11
財産の横領などの不正が行われないような仕組みがあること	8
弁護士などの専門職だけでなく、市民後見人による支援体制が充実すること	4
その他	5

4 宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会

(任期：令和2年8月5日～令和5年3月31日)

区分	氏名	所属団体
医療関係	土屋 智	宇部市医師会
専門職関係	岡田 卓司（会長）	山口県弁護士会
	春口 剛寛	山口県司法書士会
	松岡 巧	山口県行政書士会
	安光 洋平	山口県社会福祉士会
福祉関係	笹倉 優子	障害者支援事業所（高嶺園）
	田邊 順子	南部第一高齢者総合相談センター
家族会	水田 和江（副会長）	在宅障害児者と家族を支援する会
	山根 京子	認知症の人と家族の会山口県支部
地域協力団体	正司 マキコ	宇部市民生児童委員協議会

5 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年法律第二十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五号）第四条第一項の規定より任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把

握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

- 3 成年後見制度の利用促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念のっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機等の相互連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実状況公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策と有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候

補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

（設置及び所掌事務）

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

6 宇部市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険サービスの利用の観点から、成年後見制度（以下「制度」という。）の利用が有効と認められるにもかかわらず、利用にあたり必要となる費用を負担することが困難である者に対し、利用に係る経費の助成を行う事業について定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は宇部市とする。

（対象者）

第3条 助成の対象者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき、宇部市長（以下「市長」という。）が成年後見等開始審判申立（以下「審判申立」）を行う者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 生活保護を受けている者
- 二 前号に準じる者であって、成年後見人、保佐人又は補助人（以下、「成年後見人等」という。）への報酬を負担することが困難であると市長が認める者

（対象費用）

第4条 助成の対象費用は成年後見人等の報酬の全部又は一部とする。ただし、成年後見人等の報酬助成の金額（以下「助成額」という。）は、家庭裁判所が定める金額の範囲内とする。

- 2 助成額は、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円以内、その他の者については月額28,000円以内とする。

（申請等）

第5条 成年後見人等の報酬助成を申請する者は、対象者又は対象者の代理人としての成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

- 2 報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬額を決定し、申請者が助成を受けようとするときは、宇部市高齢者成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、実態を調査し、助成の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、助成の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（助成の支払）

第 7 条 前条の規定による助成の決定を受けた申請者は、成年後見人等の報酬助成請求書（様式第 3 号）により、当該決定された助成額を請求することができる。

（成年後見人等の責務）

第 8 条 前条の助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の中止及び変更）

第 9 条 市長は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、成年後見人等の報酬助成変更（中止）通知書（様式 4 号）により助成を中止又は助成の金額を増減するものとする。

（不当利得の返還）

第 10 条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けたものがあつたときは、その者から助成金額の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

7 用語集

成年後見制度についてはまだまだ馴染みのない単語が多く出てきます。以下の用語集を参考にしてください。（なお、この用語集は、簡易な説明に留めており、正確な内容については、宇部市成年後見センターまでお問い合わせ下さい）

	用 語	解 説
い	意思決定支援	支援者らが支援を行うに当たり、本人に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして本人の自己決定を支えるための実践のことをいう。
う	宇部市成年後見センター	成年後見制度の利用促進にむけた中核機関として、令和2年4月1日に宇部市役所内に開設した成年後見制度に関する相談窓口。窓口、電話だけでなく、訪問相談も実施。
か	家庭裁判所	家族関係から生ずる法律問題を取扱うことを目的とする裁判所。宇部市内には山口家庭裁判所宇部支部、山口家庭裁判所船木出張所の2ヵ所。
	鑑定	法定後見制度は本人の判断能力の程度により、後見・保佐・補助に大別される。審判申立の際に、本人がどの制度を利用可能であるかを家庭裁判所が判断するため、その判断材料として、医師の作成する鑑定書が必要とされることがある。なお、鑑定書の要否については家庭裁判所の判断による。
こ	高次脳機能障害	病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害。
し	市長申立て	成年後見制度を利用したくても、申立てることのできる配偶者や親族がいない、または音信不通等で申立てることができず、本人申立ても困難な場合、宇部市長が代わりに家庭裁判所へ申立てることができる制度。（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）
	市民後見人	社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のこと。

	用 語	解 説
し	受任者調整 (マッチング)	地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができ、家庭裁判所において適切な成年後見人等が選任できるよう働きかける、中核機関に求められる機能の一つ。
	障害支援区分	障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す。6段階の区分があり、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い。
	障害者相談支援事業所	障害者の福祉に関する各種相談や、障害福祉サービスの利用等に関する支援を行う事業所。また、地域や関係機関と連携を図り、障害のある方が地域で安心して生活するサポートも実施。
	身上監護	成年後見人等が、本人の心身の状態や生活の状況に配慮して、本人の生活や健康、教育、医療等に関する法律行為（契約など）を本人のために行うこと。法律上はいわゆる事実行為（食事や入浴の介助、買い物への同行等）は対象とされていない点に注意。
	親族後見人	本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹その他親族が成年後見人等に選任された場合の、当該後見人のこと
せ	診断書	法定後見制度を利用する場合において、本人の判断能力を判断するために提出を義務付けられている。専用の書式が用意されている。
	成年後見制度	精神上的障害により判断能力が不十分となった人が、他人から、財産管理や身上監護におけるサポートを受けることができる。 法定後見制度と任意後見制度に分類される。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度の利用が進んでいないことを受け、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年5月に施行された法律。内容は、基本理念、基本方針、国や地方公共団体の責務等で構成されている。
	成年後見申立セット	法定後見制度を利用するに当たって作成・提出が必要な書類一式のセットのこと。オレンジ色の封筒に入れられており、家庭裁判所にいけば、無料でもらうことができる。
	専門職後見人	弁護士、司法書士、社会福祉士等の資格を持った専門職が後見人等に就任した場合の後見人のこと。

	用 語	解 説
た	代理権	「代理権付与」の申立てにより、代理権付与の審判がなされると、保佐人や補助人が、その審判で定められた法律行為を、本人を代理しておこなうことができる権利。なお、後見人の場合は、後見開始当初より広範な代理権が付与される。
ち	地域共生社会	地域住民等が互いに見守り、支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていける地域社会。
	地域ケア協議会	個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築などの推進のため、市町村や地域包括支援センターが開催する会議。
	地域自立支援協議会	障害者の地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置付けられた。本人、家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、労働機関、行政が参加・協力して障害のある人が安心して暮らしていけるように取り組んでいく協議会。
	地域ふくしプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）	本市が掲げる「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会」の実現を目指すための理念とそれに関連する施策を定めたもの。 基本理念：地域のみんなで支え合う心かよう元気な福祉のまちづくり 基本目標１：いつでもどこでも相談できる体制づくり 基本目標２：誰もが参加し、支援しあえる地域づくり 基本目標３：住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける仕組みづくり 基本目標４（基盤）：地域の誰ひとり取り残さない支援の基盤づくり
	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。
	地域連携ネットワーク	① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築の役割を担う保健・医療・福祉・司法等の連携の仕組み。

	用 語	解 説
ち	チーム	本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等が一緒になって日常的に本人の見守りや意思の状況等を継続的に把握し、必要な対応を行う体制。
	中核機関	成年後見制度利用促進法に基づき設置される機関で、地域連携ネットワークの中心的役割を果たすもののこと。中核機関は、地域における関係機関の連携・協働の「推進役」、地域の権利擁護支援の全体構想を設計する「司令塔」、協議会を運営する「事務局」、成年後見制度の利用に関する検討・専門的判断を担保する「進行管理」の役割も担う。
と	同意権	保佐、補助類型において、本人のおこなった財産上の重要な行為に対して、保佐人や補助人が同意する権利。同意なく本人がおこなった行為は、保佐人や補助人が取り消すことができる。なお、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人等の同意は不要であり、また、取消権行使もできない。
	取消権	後見人等が、本人の利益を守るため、本人の行った法律行為を無かったことにする権利。後見・保佐・補助の場合で、それぞれ取消権の範囲が異なる。任意後見人には取消権がない。
に	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	精神上的の障害により判断能力が低下している方（但し、後見相当とされる程度に判断能力が低下している場合は不可）が、地域でできる限り自立した生活を送れるよう、本人との契約に基づき福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理を社会福祉協議会が支援する事業。
	任意後見制度	本人が判断能力が十分にあるうちに、あらかじめ、後見人になる者（家族など）を契約で決めておく制度。代理権の範囲を限定することも可能で、本人の自己決定権を尊重することが出来る。契約方法は、公証役場で行い、契約締結後、本人の判断能力低下後は、任意後見受任者等が家庭裁判所に対し、任意後見監督人選任の申立を行い、監督人選任により発効する。
ふ	福祉なんでも相談窓口（福祉なんでも相談員）	子どもから高齢者まで誰でも家庭や地域で生活する中で起こる、様々な困りごとや悩みごとの相談に応じ、様々な専門機関と連携しながら問題解決にむけ支援する相談窓口。地域包括支援センター、障害者相談支援事業所や宇部市社会福祉協議会等市内 15 ヲ所に設置。

	用 語	解 説
ほ	法人後見	法人（社会福祉法人や社団法人、NPO 法人など）が成年後見人等を選任された場合を指す。宇部市では宇部市社会福祉協議会などが実施している。
	報酬	後見人等の業務に対し、制度を利用した本人が負担することになるものであり、後見人等が専門職か親族かを問わず、発生する。具体的な報酬額は後見人等の業務の内容や資産状況を踏まえ、家庭裁判所が決定する。
	法定後見制度	任意後見制度との対比で、法律が定めた要件に基づいて開始する成年後見制度を指す。本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる。本人の判断能力の程度に応じて①後見、②保佐、③補助の3つの類型がある。
	本人情報シート	診断書と共に、本人の判断能力を判断するために提出を義務付けられている書類。本人の生活状況などを記載する。
み	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり「児童委員」を兼ねている。
も	（後見・保佐・補助開始の審判の）申立て	必要書類などを家庭裁判所に提出し、法律が定めた申立権者（後見申立の場合、一般的には、本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市長等）が、成年後見制度利用開始の意思表示をすること。
よ	4親等内の親族	一般的には、本人とその配偶者から見ていとこ、おおおじ・おおおば、高祖父母、玄孫までが含まれる。親子関係には養親、養子も含まれる。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



宇部市健康福祉部地域福祉・指導監査課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8386

FAX 0836-22-6028

e-mail chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp